

第 2 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成25年4月25日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成25年4月25日（木曜日）

午後1時59分開議

午後4時46分閉会

本日の会議に付した事件

平成25年度主要事業及び新規事業の説明

報告事項

- ①平成24年度補正予算等の執行に係る入札緩和措置等について
- ②「1者入札」に係る対応について
- ③パークドーム大規模改修後の雨漏りについて

出席委員（8人）

委員長	内野幸喜
副委員長	杉浦康治
委員	堤泰宏
委員	城下広作
委員	中村博生
委員	佐藤雅司
委員	池田和貴
委員	松岡徹

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	船原幸信
政策審議監	佐藤伸之
河川港湾局長兼	
土木技術審議監	渡邊茂
道路都市局長	猿渡慶一
建築住宅局長	生田博隆
監理課長	成富守
用地対策課長	立川優
土木技術管理課長	西田浩

道路整備課長 手島健司

首席審議員兼

道路保全課長 増田厚

都市計画課長 平尾昭人

下水環境課長 軸丸英顕

河川課長 持田浩

港湾課長 松永信弘

砂防課長 古澤章吾

建築課長 坂口秀二

営繕課長 田邊肇

住宅課長 平井章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野弘成

政務調査課主幹 福田聖哉

午後1時59分開議

○内野幸喜委員長 ただいまから第2回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本日は執行部を交えての初めての委員会ですので、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、皆さんこんにちは。

先月の第1回建設常任委員会におきまして委員長に選任いただきました内野幸喜と申します。どうぞよろしくお願いたします。

ことは、昨年に引き続き災害復旧の関連事業等また経済対策の事業、さらには、きょうの報告事項にも上がりますが、1者入札の問題等、この建設常任委員会は非常に重要かつ注目をされている委員会だというふうに思っております。大いに議論し活発な委員会にしていきたいと思っておりますので、どうぞ委員の先生方そして執行部の皆様方、この1年間御

協力のほどよろしくお願ひいたします。これから1年、本当にお世話になります。よろしくお願ひいたします。

続いて、杉浦康治副委員長から挨拶をお願ひいたします。

○杉浦康治副委員長 皆さん、こんにちは。

前回の建設常任委員会で、内野委員長にお仕えることになりました杉浦でございます。どうぞ1年間よろしくお願ひいたします。

円滑な委員会の運営に努めてまいりたいと思います。ぜひとも、よろしく御協力のほどお願ひ申し上げます。大変拙い補佐役ということになるかと思ひますけれども、一生懸命頑張りますので、1年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、執行部幹部職員のご自己紹介をお願いします。

自己紹介は課長以上について、自席から起立してお願ひします。また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしています平成25年度主要事業及び新規事業説明資料の中の役付職員名簿により、紹介にかえさせていただきます。

それでは、船原土木部長から順次お願ひします。

（土木部長、政策審議監～住宅課長の順に自己紹介）

○内野幸喜委員長 それでは、1年間このメンバーで審議を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、平成25年度主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思ひます。

また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま簡潔に行ってください。

それでは、船原土木部長から総括説明を行

い、続いて担当課長から順次説明をお願ひいたします。船原土木部長。

○船原土木部長 まず、平成25年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額としましては、848億6,562万3,000円、対前年度比109.6%を計上しております。

特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計がございますが、合計で76億3,614万2,000円、対前年度比86.9%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は925億176万5,000円を計上しており、対前年度比は107.2%となります。

平成25年度、土木部においては、熊本広域大水害からの復旧、復興に最優先で取り組むとともに、新4カ年戦略に掲げられた九州新幹線全線開業、政令市移行後の地域振興や州都実現に向けた幹線道路の整備等に重点的に取り組んでまいります。

1点目は、熊本広域大水害からの早期復旧、創造的復興についてでございます。

できるだけ早期の復旧さらには創造的復興に向け、熊本市や阿蘇市などにおける河川・砂防の激甚災害対策特別緊急事業や災害関連事業、県道内牧坂梨線における斜面崩壊の土砂活用による道路かさ上げに取り組んでまいります。

2点目は、地域振興や生活の安全・安心を支える社会資本の整備でございます。

まず、政令市以外での地域振興や防災、減災などの県民生活を支える社会資本整備としまして、熊本天草幹線道路や平成25年度供用予定の国道445号清水トンネルなどの道路整備、橋梁などの老朽化施設の補強や耐震化、通学路の安全確保、河川改修に取り組みます。

さらには、天草空港の防災拠点化などの防災・減災対策、八代港の機能強化や大型クルーズ船入港に必要な航行安全対策の策定を進めてまいります。

3点目は、州都をにらんだ熊本市圏の拠点性向上でございます。

九州におけるハブ機能を強化し、州都実現につなげるため、中九州横断道路や九州中央自動車道などの幹線道路ネットワークの整備促進、連続立体交差事業の推進、阿蘇くまもと空港周辺道路の拡幅などに取り組んでまいります。

その他報告事項としまして、平成24年度補正予算等の執行に係る入札緩和措置等についてほか2件を御報告させていただきます。

以上、総括的に御説明申し上げましたが、主要事業及び新規事業につきましては、各課長から説明いたしますので、よろしく願います。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○成富監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして平成25年度主要事業及び新規事業説明資料を準備しております。また、参考資料として、平成25年度公共事業等費用負担調書を、お手元にお配りしております。

まず、平成25年度主要事業及び新規事業説明資料により御説明いたします。

資料の1ページから7ページまでは、平成25年度の土木部役付職員名簿でございます。各課の課長補佐以上の職員名簿と分掌事務を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

8ページをお願いいたします。

土木部組織機構図でございます。本庁は、3局13課、50班で事業を推進しております。また、出先機関が、広域本部11機関、その他

事務所が9機関であり、土木部関係職員は右下の表にありますとおり、合計で782人となっております。

9ページをお願いします。

広域本部関係の組織機構図でございます。政令市以外の地域振興など広域的な取り組みの推進や、機動性及び専門性の向上を図る体制として、県央、県北、県南及び天草の4カ所に広域本部が設置されました。これに伴い、熊本土木事務所、菊池、八代、天草地域振興局においては、広域本部と2枚看板になります。また、熊本広域大洪水からの復旧に関する業務量の増加に対応する体制を整備するため、熊本土木事務所に技術管理課及び災害対策課を設置、阿蘇地域振興局土木部に工務2課を設置、用地課に用地第1班及び用地第2班を設置、菊池地域振興局土木部の用地課に用地第1班及び用地第2班を設置しております。

次に、10ページをお願いします。

平成25年度当初予算資料でございます。土木部の当初予算総額は、最上段の右端の合計欄に記載しておりますとおり、925億176万5,000円で、対前年度比107.2%となっております。

その内訳としましては、左から一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業は491億6,100万5,000円、県単事業は138億4,764万9,000円、直轄事業は90億8,814万5,000円となっております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業が26億6,327万1,000円となっております。

投資的経費につきましては、747億6,007万円で、対前年度比112.8%となっております。

次に、消費的経費につきましては、101億55万3,000円で、対前年度比90.1%となっております。

一般会計としましては、848億6,562万3,000

0円で、対前年度比109.6%となります。

次に、その右の特別会計につきましては年間所要額を計上しておりますが、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計の合計としまして、投資的経費は20億1,447万円となっております。

また、右側の消費的経費は、56億2,167万2,000円となっております。

合わせまして、特別会計計ですが、76億3,614万2,000円となります。

次に、11ページをお願いします。

平成25年度予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、課ごとの本年度当初予算額、前年度6月補正後予算額、比較増減額及び右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の右下段の右側の土木合計の欄でございますが、国庫支出金が278億1,344万7,000円、地方債が401億5,777万円、その他が133億3,402万5,000円、一般財源が111億9,652万3,000円となっております。

以上が、土木部全体の予算額の状況でございます。

次に、12ページをお願いします。

監理課の主要事業及び新規事業でございます。

まず、建設産業支援事業費でございますが、予算額が2,245万4,000円でございます。この事業は、建設産業を取り巻く環境が厳しい中、地域経済を活性化し雇用を確保していくとともに、良質な社会資本を提供していくため、新熊本建設産業振興プランに基づいて、建設事業者に対して支援を行い、建設産業の振興を図るものでございます。

右側の欄のように、主なものとして(1)建設業者の新分野進出を支援する経費として1,000万円、次に建設業者の合併を支援する経費として560万円、マル新の(4)ですけれど

も、若年者の入職促進等を図るため、建設産業のイメージアップを図るための経営・広報セミナー開催等を支援するものとして50万円を計上しております。

監理課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○手島道路整備課長 道路整備課でございます。

13ページをお願いいたします。

1段目の道路改築費でございますが、国庫補助事業でございますが、23億5,800万円を計上しております。これは事業概要にありますように、地域高規格道路の整備を行う事業であり、熊本天草幹線道路、国道の266号大矢野バイパスの新天門橋、登立トンネルの整備及び用地買収促進を行います。

次に、2段目の地域道路改築費ですが、社会資本整備総合交付金事業等の交付金事業でございますが、99億8,979万5,000円を計上しております。これは、国道、県道の現道の拡幅や線形改良またはバイパスなどの整備を行う事業でありまして、内訳としましては五木村振興が国道445号、国道が国道324号知十橋のかけかえほか16カ所、県道が竜北小川停車場線ほか73カ所でございます。

続きまして、3段目の道路計画調査費ですが、国庫補助事業でございますが、900万円を計上しております。これは、地域高規格道路としての整備を検討すべき路線、区間に関する調査を行う事業でございます。

続きまして、4段目の単県道路改築事業ですが、21億1,085万4,000円を計上しております。これは県道の小規模な整備を行う事業であり、県道内牧坂梨線ほか94カ所を整備します。

最後に、5段目の橋りょう補修事業でございますが、21億4,960万円を計上しております。これは、既設の橋梁の耐震対策、耐荷力向上、塩害対策、鋼橋の再塗装等の補修を行

う事業でございまして、国道が国道218号山都町の加勢群橋ほか20カ所、県道が八代鏡宇土線松橋跨線橋ほか75カ所を補修します。経費の内訳は、交付金事業である道路施設保全改築費（橋りょう補修分）として9億160万円、単独事業である単県橋りょう補修費12億4,800万円です。

なお、この資料には記載ございませんが、道路整備課には国直轄の道路事業に対する県負担金として、国直轄事業負担金34億2,731万3,000円がございまして。

道路整備課の計は、11ページの25年度当初予算総括表の4番目の、本年度当初予算額の欄のとおり、計で208億3,217万6,000円となります。

道路整備課は以上でございまして。

○増田道路保全課長 道路保全課でございまして。

資料の14ページをお願いします。

まず、上段の道路災害防除事業でございまして、防災、減災を推進するため、道路のり面の落石対策等の防災対策工事を実施するものです。

表右側の事業概要欄の(1)、(2)に記載しております事業を16億600万円の予算で、国道20カ所、県道50カ所の危険箇所解消のための対策を予定しております。

次の交通安全施設等整備事業につきましては、通学路等の歩道の整備や交差点改良などを実施するものです。

事業概要欄の(1)、(2)に記載しております事業を、28億2,400万円余の予算で、国道34カ所、県道45カ所の整備を行う予定としております。

次に、道路施設修繕事業についてですが、事業概要欄の(1)から(5)までの事業は、舗装の補修や道路の排水施設を整備するものです。(6)から(8)までの事業は、除草や除雪、道路パトロール及び施設修繕、街路樹の管理

などを行うものです。(9)の事業は、道路標識の更新や書きかえなどを行うものです。

次に、(10)の事業は、主要観光ルートの沿道景観向上のため、眺望箇所や散策路などの整備を行うものでございまして。

これらの事業予算としまして、84億8,300万円余を計上しております。

次に、15ページをお願いします。

ロード・クリーン・ボランティアにつきましては、ボランティア団体等が行う美化活動を支援するものでございまして、活動に参加される方のボランティア活動保険や清掃用具などの支給を行っているところです。予算額は、330万円余を予定しております。

道路保全課の主要事業は以上でございまして。

○平尾都市計画課長 都市計画課でございまして。

資料の16ページをお願いいたします。

まず、第1段目の景観整備推進費といたしまして、4,647万6,000円を計上しております。これは、景観法、景観条例等に基づく景観指導、県民の緑化・景観形成活動の支援等を通じて良好な景観形成を図るものであり、緑化景観対策事業等や民間施設緑化推進事業を行うものでございまして。

次に、総合都市交通体系調査費といたしまして、1億2,500万円を計上しております。これは、熊本都市圏における将来の総合的な都市交通計画を策定するための調査、検討を行うための経費でございまして。

次に、屋外広告物対策推進事業費といたしまして、1,977万5,000円を計上しております。これは、屋外広告物の許可事務や違反広告物の是正指導を行う経費でございまして。

次に、最下段の都市計画調査費といたしまして、1億797万6,000円を計上しております。これは、主に都市計画の変更・決定に向けた調査などを行うものでございまして。

次に、17ページをお願いいたします。

まず、1段目の連続立体交差事業費といたしまして、86億8,400万円を計上しております。これは、JR鹿児島本線等連続立体交差事業における高架化工事等を行う経費でございます。

次に、街路事業費といたしまして、5億1,504万1,000円を計上しております。これは、都市部における交通渋滞の緩和のため、市街地内の都市計画道路整備を行うものであり、荒尾海岸線ほか3カ所の整備を行う経費でございます。

最後に、都市公園整備事業費といたしまして、8億1,820万7,000円を計上しております。これは、鞠智城の国営公園化を推進する事業3,140万円、鞠智城の国営公園化をPRする事業3,600万円、都市公園の改修を行う都市公園整備事業費等6億6,162万7,000円、観光地へ向かう主要幹線道路を対象として、沿道景観の整備向上を図る沿道景観緑化推進事業費8,918万円でございます。

都市計画課は以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課でございます。

説明資料の18ページをお開き願います。

まず、1段目の生活排水適正処理重点推進事業は、新規事業でありまして1,000万円の事業費を計上いたしております。これは、整備した下水道等へ各家庭からの接続を促進するための緊急的措置として、本年度から3カ年を重点期間と定め、接続率が80%未満の17の市町村を対象に、県民への接続助成制度を新設または拡充する場合、その額の2分の1を限度に県が補助する事業でございます。

2段目の生活排水対策総合促進事業は、マスタープランであります「くまもと生活排水処理構想2011」に基づく生活排水対策を推進するために、県民等に対する普及啓発や広報資料の作成等を行う事業でございます。予算

額は、323万6,000円を計上いたしております。

3段目は、浄化槽整備事業です。し尿と生活雑排水とをあわせて処理する合併処理浄化槽の設置を推進するため県から市町村へ補助する事業で、2億5,964万円を計上いたしております。このうち、概要欄に記載のとおり、(1)の事業は個人が浄化槽を設置する場合の県費補助で、(2)は市町村が浄化槽を設置する事業に対する後年度交付金でございます。また(3)は、市町村設置型浄化槽整備事業において、年間設置基数が国の補助基準に満たない市町村に対し、県が独自に補助を行う事業でございます。(4)は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費用に対する補助額を県費で上乗せする事業でございます。

4段目の農業集落排水事業と次のページ最上段の漁業集落排水施設整備事業は、それぞれ農業集落、漁業集落において、市町村がし尿、生活雑排水を集合処理する施設を整備する事業で、農業集落関係で1億2,508万5,000円、漁業集落関係で1,889万3,000円を計上しております。

19ページ2段目の下水道施設危機管理検討事業は、1,000万円を計上しております。この事業は、東日本大震災や熊本広域大水害のような事態が生じた場合、速やかに下水道の機能回復を図れるよう、資機材の確保や関係団体との連携などについてあらかじめ備えておくための検討業務でございます。

3段目、4段目は、流域下水道特別会計です。流域下水道事業は、複数の市町村の下水処理を広域的に行うことが効率的な場合に、市町村の下水道で集めた下水の処理を県が集約して実施する事業でございます。本県では、熊本北部を初め球磨川上流、八代北部の3カ所の事業を実施いたしております。これらの建設費及び維持管理費は特別会計で処理を行ってございまして、それぞれ8億1,060万

円、14億2,303万6,000円を計上いたしております。

下水環境課は以上です。

○持田河川課長 河川課でございます。

20ページのほうをお願いいたします。

20ページに記載しております事業は、これは3事業とも全て国庫補助事業でございます。

まず、最上段の河川事業でございますが、こちらは、河川改修事業などのハード対策と情報基盤整備などのソフト対策を行うものでございまして、本年度予算といたしまして74億461万5,000円を計上しております。

その内容につきましては、その隣の事業概要欄のほうをお願いいたします。

まず、(1)の河川改修事業でございますが、こちらは境川ほか16カ所の改修を行うものでございます。予算額は、22億6,536万5,000円でございます。

次に、(2)の河川激甚災害対策特別緊急事業費ですが、こちらは昨年の熊本広域大水害により甚大な被害が発生いたしました白川、それから黒川の緊急的な河川改修を行うものです。こちらの本年度予算額といたしましては、50億7,525万円でございます。

河川事業の最後(3)の都市基盤河川改修費ですが、これは熊本市が行います健軍川ほか4カ所の河川事業への補助を行うものでございまして、この予算額は6,400万円を計上しております。

続きまして、中段の海岸事業でございますが、これは堤防や護岸などの海岸保全施設の整備を行うものでございます。予算額といたしまして、3億5,008万5,000円を計上しております。

その内容ですが、(1)の海岸高潮対策事業費ですが、本年度も昨年度に引き続きまして、荒尾海岸の整備を行うもので、予算といたしまして1億4,901万円を計上しております。

す。

次に、(2)の津波・高潮危機管理対策緊急事業費ですが、男島海岸ほか11海岸において海岸保全施設の防護機能を確保するための施設の改良ですとか、監視カメラの設置を行うもので、予算といたしまして5,932万5,000円を計上しております。

(3)ですが、海岸堤防等老朽化対策緊急事業費でございますが、こちらは明治新田海岸ほか1カ所において海岸機能の強化ですとか回復を行う事業でございます。予算額は、1億4,175万円でございます。

次に、最下段の河川等災害関連事業ですが、こちらは白川ほか6カ所において、熊本広域大水害により被災をしました公共土木施設、こちらを原形復旧である災害復旧事業に改良を加えまして復旧を行う事業でございます。予算額としましては10億4,053万円を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。

このページの最上段の河川総合開発事業ですが、こちらは路木ダムの建設事業でございます。本年度予算額といたしまして、13億1,630万円を計上しております。

その下をお願いいたします。単県河川海岸事業ですが、こちらは県単独費で行います河川や海岸の整備事業及びその関連事業で、その中で主要なものを記載しております。予算額といたしましては、15億8,026万3,000円でございます。

事業概要といたしまして、(1)の単県河川改良費ですが、こちらは重要水防区間及び局部的にネックとなっております、そういった箇所河川改良工事を実施するもので、予算といたしましては10億2,992万1,000円でございます。

続きまして、(2)の単県海岸保全費ですが、こちらは海岸施設の改良事業で、予算は1億3,615万1,000円でございます。

次に、(3)の単県特定構造物改築事業です

が、これは水門排水機場など河川管理施設、こちらの延命化のための措置、それから維持修繕を実施するもので、予算額といたしまして1億1,000万円を計上しております。

(4)の単県河川環境整備費ですが、こちらは河川環境の再生及び景観向上のための自然環境の復元を実施するもので、予算は1億700万円でございます。

(5)の単県河川調査費でございますが、これは河川整備計画などの策定に要する費用でございます。予算といたしまして1億2,000万円を計上しております。

(6)、こちらの単県海岸河川情報基盤整備事業費は、老朽化をいたしました気象観測局こちらの補修を行うもので、予算といたしまして3,800万円を計上しております。

最後に、(7)の河川外来種等緊急対策事業は、ウォーターレタスなどの外来種の除去ですとか、コイヘルペスこちらが発生した場合に早期の除去処分を行うための経費で、予算といたしまして3,919万1,000円を計上しております。

河川課の主要事業は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課です。

説明資料の22ページをごらん願います。

まず、港湾改修事業の補助分として、12億4,891万4,000円を計上しております。これは、港湾施設の改良等を行います港湾改修事業を、重要港湾である八代港、熊本港、三角港で実施いたしますとともに、地方港湾の長洲港、百貫港で実施するものです。

また、老朽化した港湾施設等の補修を行います港湾補修事業を、本渡港ほか9港で実施いたします。

次に、港湾改修事業の単独分として、9億3,247万7,000円を計上しております。これは船舶の安全な航行を確保する維持しゅんせつ事業を長洲港ほか5港で実施いたしますと

ともに、臨港道路やその他の港湾施設の補修を行います港湾修築事業を各港湾において実施するものです。

また、緑地等の整備を行います単県港湾環境整備事業を三角港ほか2港において実施いたします。

次に、港湾環境整備事業として1億8,000万円を計上しております。これは、海洋の環境保全のため、熊本港におけるしゅんせつ土砂の処分場を整備するものです。また、海域環境創造事業として、しゅんせつ土砂の有効活用を図るための干潟造成を百貫港で実施いたします。

次に、港湾調査費として1億7,000万円を計上しております。これは、単県港湾事業調査として事業実施に伴います各種調査や計画の策定等を行いますとともに、単県津波・高潮対策調査として、現況海岸保全施設の点検等を実施するものです。

次に、23ページをごらん願います。

まず、海岸高潮対策事業として、1億143万円を計上しております。これは、防波堤等の海岸保全施設における防災機能を確保していくための改修等を、三角港海岸ほか6カ所で実施するものです。

次に、空港管理費として2億9,489万8,000円を計上しております。これは、主に天草空港における施設の管理運営や修繕等を行う経費ですが、新規事業の天草空港防災拠点化整備事業として2,000万円を計上しております。この事業は、天草空港を災害発生時における広域防災拠点として活用するための施設整備を行っていくもので、本年度は実施設計を行います。

次に、港湾整備事業特別会計の施設管理費として、4億2,726万7,000円を計上しております。これは主に県管理港湾の管理運営及び修繕に要する経費です。

最後に、臨海工業用地造成事業特別会計において、漁業振興費として5,000万円を計上

しております。これは、熊本港周辺海域における漁業の振興を図るため、漁場の整備や稚魚の放流等を行うものです。

港湾課は以上です。よろしくお願いいたします。

○古澤砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の24ページを、お開きください。

まず、砂防事業でございます。砂防事業ですが、43億8,502万6,000円計上しております。この事業は、事業概要にも記載しておりますが、砂防指定地内の溪流におきまして、土砂災害を未然に防止するために砂防堰堤等を整備するものでございます。

(1)通常砂防事業に、6億8,505万6,000円、(2)火山砂防事業に13億8,320万円を計上しております。

また、昨年阿蘇地域で発生いたしました土砂災害から復旧、復興の一環といたしまして、今年度から3カ年をめぐりに新たに(3)砂防激甚災害対策特別緊急事業に着手いたします。今年度は初年度といたしまして、21億円を計上しております。

また、既設の砂防施設を有効活用し安全性を向上するため、(4)の砂防設備等緊急改築事業に3,150万円を計上しております。また、補助等に乗らない箇所につきましては、県単独事業といたしまして(5)単県砂防事業に1億8,527万円を計上しております。

次に、地すべり対策事業でございます。3億320万円を計上しております。これも事業概要に記載しておりますとおり、地すべり防止区域内におきまして、地すべりによる被害を防止あるいは軽減するために、地下水排除工等を実施するものでございます。

(1)地すべり対策事業に2億7,120万円、(2)単独事業になりまして3,200万円を計上しております。

次に、急傾斜地崩壊対策事業でございます。14億7,535万4,000円計上しております。

この事業は、急傾斜地崩壊危険区域におきまして、崖崩れ等によります急傾斜地の崩壊を防止するため、擁壁工等を実施するものでございます。

(1)急傾斜地崩壊対策事業に12億8,960万円、(2)単独事業にいたしまして、1億8,575万4,000円計上しております。

最後に、ソフト対策事業といたしまして、9億320万6,000円計上しております。これは、土砂災害に対する警戒避難体制の整備強化を図るために、(1)でございますけれども、土砂災害警戒区域に指定必要な砂防関係の基礎調査に8億5,863万1,000円、また、土砂災害警戒情報の運用等を検証するために、土砂災害情報相互通報システム整備事業に3,231万4,000円を計上しております。

また、阿蘇火山噴火警戒避難対策といたしまして、監視システムの整備、また減災対策のための砂防計画策定を行います(3)の火山噴火警戒避難対策事業に、1,070万円を計上しております。

最後に(4)でございますが、市町村におかれまして土砂災害のハザードマップを作成していただくための支援といたしまして、156万1,000円を計上しております。

砂防課の主要事業説明は以上でございます。

○坂口建築課長 建築課長の坂口でございます。よろしくお願いいたします。

資料の25ページをお願いいたします。

まず、1段目でございますが、くまもとアートポリス推進費としまして、1,383万6,000円を計上しておりますが、内容はコミッション制度による参加プロジェクトの推進や建築塾の開催等を通じて人材育成や県民への啓発を進めていくものでございます。

また、平成25年度は、みんなの家の検証やアジア国際シンポジウムの企画書策定、くま

もとアートポリス選定既存建造物の見直しを行うことにしております。

次に、2段目のやさしさと夢あるまちづくり支援事業費でございますが、532万3,000円を計上しております。これは、民間建築物のユニバーサルデザインによる建築物の整備に対し補助を行い、やさしいまちづくりを推進するものでございます。

3段目の建築物防災対策推進事業でございますが、485万2,000円を計上しております。これは、耐震診断の助成や相談窓口の開設、講演会の開催を通して耐震改修の促進を行うものでございます。

4段目の建築物環境性能向上促進事業でございますが、101万1,000円を計上しております。これは、建築士等への技術支援や県における審査体制の構築等に係る費用に加えまして、今年度から低炭素建築物認定制度を的確に運用しまして、建築物の環境性能の向上及び都市の低炭素化の促進を図るものでございます。

最後に、最下段の民間建築物アスベスト緊急改修促進事業でございますが、2,279万7,000円を計上しております。これは、アスベスト除去等の促進や1,000平米未満の建築物のアスベストの実態把握のためのデータ整備を行い、アスベスト改修を促進するものでございます。

建築課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○田邊宮繕課長 宮繕課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

県有施設保全改修費としまして、3億3,269万7,000円を計上しております。

内容は、県有施設の維持修繕の事業予算を一元管理しているものでございまして、優先順位をつけて計画的な保全改修を行うことにより、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減等、県有施設の効率的な保全改修を

実施するものでございます。

以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、1段目の公営住宅建設費でございますが、1億95万9,000円の予算を計上しております。これは、熊本市大江にあります山の上団地の敷地に残っております住棟4棟と附属の店舗を解体するものでございます。

次に、2段目の公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、7億9,604万円の予算を計上しております。これは、県営住宅ストックを有効活用するため、計画的な修繕や改善工事を行い、建物の長寿命化を図るとともに、入居者の安全や良好な居住環境を確保するものでございます。

事業の内容としましては、室内の段差解消や手すり設置などを行う住戸改善、外壁改修、屋根防水改修及びエレベーターの更新を行うものでございます。

最後に、3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますが、1億8,526万円の予算を計上しております。これは、高齢者が安全で安心して暮らすことができるように、生活支援サービスを備えた優良な賃貸住宅を供給する民間事業者に対して行う、家賃減額補助と整備費補助、また、その継続的な事業運営を支援するための補助を行うものでございます。

以上が住宅課でございます。よろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

ただいまの説明について、質疑はありませんか。

○城下広作委員 まず、順番に。12ページの

新規事業で、4番にある経営・広報支援事業、これはイメージアップの事業という説明を聞いたんですけども、要するに建設業界のイメージアップを図る、どういうイメージが悪いからどういう広報をするというようなことなのか、もうちょっと詳しく。その金額が50万だったですかね。それで何の効果を得られるかという、その辺のことをちょっと、まず順番に……。

○成富監理課長 経営・広報支援事業でございますけれども、建設産業のイメージとしては、厳しい労働環境とか談合とか負のイメージがございますので、せっかく今回熊本広域大水害等を初めとしまして、非常に現場では建設業の方々が一生懸命仕事をして、災害復旧に取り組んでいただいている、そういうイメージをなかなか県民に広く理解いただけない面もございますので、こういう事業をしまして、今のイメージとしましては建設産業団体のほうで、いろいろなそういう自分たちの広報活動状況を広報していただくようなことを考えまして、それに対して補助金を出したいというふうに考えています。

○城下広作委員 だから、その内容が、例えば災害でイの一番に行って大変協力をさせていただき頑張っている、だから土木というのが緊急的なのに、大変インフラ整備にしても災害の応急復旧時は頑張っていると、そういうことをPRすると、それは県民にとかいうのが、それがもう少しはっきりしない。業界がすることに対して、お金をやるんじゃないかと、県もどういふようなことをPRすると、みんなが好感を持つだろうとか、そういう考えがもっと具体的にあるのか、それとも業界がやるから、そのまま補助金でやるという話なのか。

○成富監理課長 そこは、業界と一緒にやっ

ていきたいと思っています。まず、業界は業界でやっていただきますし、県としてもいろいろな機会を通じて、そういう建設業団体のイメージが向上するような広報活動も随時していきたいと思っています。

○城下広作委員 要するに、本当に災害のときは大変なんですね。よく頑張られた。だけれども、意外とそのイメージが報われないとか、何かいろんな悪いようなイメージがどちらかという、何か事件があるとどんと問題になっているから、しっかり広報してあげなければいかぬと私は思うわけです。

それともう一つ、もっと大きな次元で、建設業のいわゆる就労にかかわる人がほとんど今減ってきて、学校も大学すら工業関係、土木関係は、もう科をなくすという大きな問題があって、そういうところにも、ある意味ではしっかりと広報活動をしてあげるといふ、もうちょっと屋台骨を大きくしないと、ちょっとこのくらいで建設産業のイメージを上げるという、なかなか物足りんというか厳しいと。やるならやる、どういう角度でやるということをしっかりやっていかないと、新規事業で来年50万、来年度と今年度で50万というけれども、これはもうちょっと角度を考えてやるべきじゃないかなという感じがいたしますので、頑張っていただきたいと思います。

○成富監理課長 城下委員から御指摘を受けましたので、ゼロ予算でその辺もしっかり大学とか何とかに対してもいろいろな機会を通じてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○城下広作委員 今度は14ページの例の学校の通学路の歩道の件ですね、歩道整備の件。

今回これだけ33カ所とありますけれども、まず昨年ぐらいから大変点検をなされて、県

下全域で歩道点検をされて、危険箇所、これはいろいろと整備したほうがいいと、危ないという箇所の割合からすると、大体、何パーセントになるんですかね。残った分をどういう形で今後やっていくのかという、まず緊急性だけで今回は間に合っている、まだ緊急性があるけれども間に合わないけれども、予算の関係でこれだけに終わっていると、これちょっと。歩道整備に関して。

○増田道路保全課長 昨年から問題になっております歩道の整備ですけれども、緊急にということで路面の着色といいますかカラー舗装化あたりを進めておまして、どうしても歩道整備となりますと用地等が関係してくるものですから、それらについて今後とも進めていくということで、交通管理者とあと学校関係一緒になって取り組んでいくというところでございます。

○城下広作委員 私の質問と、ちょっと違うんですね。要するに、歩道点検をされていて、危険箇所はこのくらいあると、だけれども、このくらいあるけれども今回はその何パーセントをどのくらい手をかけましたというのが33なんだけれども、これは全体の危ないという部分からどのくらいの割合になるか。もっと本当はたくさんあるよと、ちょっとイメージを全体を知りたいということです。

○増田道路保全課長 緊急点検をした箇所が、熊本市域外、県のほうで受け持つとる部分で1,400カ所ですね。このうちの、道路管理者のほうで対応するといいますのが900カ所、このうち、国が20カ所、県が350カ所、市町村道関係が530カ所ということでございます。

○城下広作委員 その県の350カ所のうち、これは緊急的にやったほうがいいということ

で、結果的にはそれだけはやれませんから、今回これだけの分ということで、割合がどのくらいのいわゆる目標なのかということを知りたい分と、今後その残った分をどういう流れでやっていくかということ、今からの計画、考えを教えてくださいということですよ。

要するに、点検して危ないわけだから、緊急でやらないかぬという認識を持たれているわけだから、やるためのロードマップ、いわゆるスケジュールはどう考えているかということ、取りあえず今回はこれだけでも、今後どうしましょうかという話の分です。

○増田道路保全課長 今回は99カ所ということで、予定をしております。

○城下広作委員 だから今後——それで今終わりだ、確かに終わりなんだけれども、まだ箇所は大変多いけれども、予算をしっかりとつけて、とにかく頑張っていく、そしてそれができないところは違う形の分でやっぱり注意喚起をしてやっていくしかないというような話がないと、ちょっとまずいんじゃないかなと思う、そういうことがないと。

○増田道路保全課長 この350カ所につきましては、今年度から順次ですね——昨年度も、先ほど申しましたように、できるようなカラー舗装等はやっておりますし、順次進めていくというところで考えております。

○城下広作委員 わかりました。

要は、点検されて危険な箇所が多いんですよ。ところが一遍にできないと。それと、カラー舗装だけでも守れるとは考えられないんですね。要は、車が突っ込んで来たら、カラー舗装なんて何の意味もない。だけれども、注意喚起だけの分であると。本当は道路を拡幅して、ある程度歩道の分としてエリア

を取って、まだ車どめがあったりとか、いろんなことをしなければいけないが、現実ではできないと。そういうことを含めて、取りあえずいろいろ頑張るといふ話の分だから、ぜひこれは。多分、予算は本当は足りないんですよ。もっとたくさんあれば、もっと本当に抜本的な安全な部分をやるといふのが本来はあるはずなんですけれども、そういうことも多分想像して、これだけでは足りないからどんどんとまだ推進をしていただくという計画を持っていただきたいという分、要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 聞きたいことは幾つかあるんですが、まず24年度の補正予算から、今年度の25年度の当初予算ということで、この25年、26年度にする事業といふのはかなりふえていると思うんですね。皆さん方は、本当に大変だといふふうに思っております。私たち政治の立場からすると、予算獲得までは一生懸命やってきました。あとは、いかにこれをきちんと執行していただくかということが、今度は私たちから見ての主眼になってくるわけですが、補正予算等でやってきました。それで、予算とあとは用地だと思っておりますよね。この用地は、取ってきた予算からするとどれぐらい用地といふのは解決しているんですか。

○立川用地対策課長 池田委員の御質問は、取ってきた予算の中で用地費というのが定められて、それをどれだけきちっと消化しているかという御質問かと思っておりますけれども、一番わかりやすい数字がありまして、24年度から、今はもう25年度に入っておりますけれども、実は割合的には私はすぐ答えられません

けれども、直近の数字では50億円、契約をせずに未契約繰り越しということになりますけれども、ですから、要は消化しきれないといふのがございます。

そのうち、実は今度、白川の災害がございました。熊本土木事務所がそのうちの約40億円抱えております。つまり、白川の水害でも240戸の家が今回対象となっておりますけれども、そこは用地交渉してまいらなければいかぬわけですが、そういったことで、先生おっしゃる、まず水害分で非常に大きな未消化の部分はまだあるということ、それから先生も御指摘ありましたように、補正予算の経済対策の分もありますし、通常分の25年度の予算もございますので、そこをことし大車輪でやっていかなんといふのは、私は着任してからの至上命題になっておりまして、今やっているところでございます。一生懸命取り組んでいるところでございます。

○池田和貴委員 課長の意気込みは本当にすばらしいと思っておりますし、ぜひやっていただきたいと思っておりますが、しかし時間的に物理的に無理なこともあると思うんですね。本当に今の陣容で大丈夫なのかどうか。私はその辺やっぱり心配はしております。これは今すぐここで答えを出せということも無理だろうといふふうには思いますが、用地はやっぱり大事なもので、執行するために必要な部分の、事務的な部分といふのは、任期採用をされて、あとはコンサルあたりに業務委託するとかということでもされますけれども、この用地の部分もぜひ頑張りたいといふふうには思うとすよね。これは部長初め皆さん方の共通の思いだと思っておりますので、ここは頑張りたいことを要望したいと思っております。

続いて、よろしいですか、委員長。

○内野幸喜委員長 はい。

○池田和貴委員 昨年9月の定例県議会で、天草高規格道路の第2瀬戸橋、知事が整備区間への指定がなくても、県で要は予算をつけてでもやるという答弁を今されております。今年度、天草市の都市計画がことしの1月に承認されたんですが、その整備区間への格上げについては、今のところこの予算の中ではどういうふうを考えてつくっていらっしゃるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○手島道路整備課長 委員の御質問に関しては、今御説明申し上げた中には、残念ながら事業としては入っておりません。これとは別に単県幹線道路という事業がございまして、その中に、もつかなかった場合はということで、そちらのほうに計上させていただいております。私ども、つくことを非常に期待しておりまして、ついた暁には、先ほど説明申し上げました道路改築事業費という方向に変わってくるのかなと、そちらで執行していきたいと思っているところです。

○池田和貴委員 ということですので安心しました。もう1点いいですか。

○内野幸喜委員長 はい、池田委員。

○池田和貴委員 次は、25ページの民間建築物アスベスト緊急改修促進事業。私、一般質問でアスベスト対策何度かさせていただきましたが、今回こうやってデータ化されることはいいことだというふうに思っています。ただ、今まで大気汚染防止法の関係で、県の権限がそこまで及ばないということで、なかなかジレンマがあったと思うんですが、今、国会で大気汚染防止法の改正が行われていまして、それが通ると県の立入検査とかそういったものの権限が付与されてくると思うんです

ね。県としてより責任が重くなると思うんですが、そのときに、やはり事前審査をきちんとしていくということと、アスベスト処理のための予算化を発注者としてどう考えていくのかということとは、これ民間を指導する立場の県とすれば、県自身はそういったことをきちんとやらんばいかぬというふうに思うんですよね。これは建築課になるのか、その後の27ページの住宅課の公営住宅建築費の中で、県営山の上団地を解体しますけれども、そういった中にきちんと事前審査をするような経費だとか、アスベストを除去するための予算的なものというのは、きちんとこの中で組んでいくようにするんですかね。その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○坂口建築課長 建築課でございます。

民間建築物のアスベストの特に解体時に飛散のおそれがあるということでございますので、建設リサイクル法の解体における施工方法に関しまして、吹きつけ等に関する調査を行うことということになっておりますので、その届け出が出ましたときに、振興局土木部におきましてそのチェックを行い、各保健所のほうに届け出を共有するようしております。その中で、民間事業者に対しては指導を行っていくというのは、これまでどおりやってきたところでございます。民間に対しては、そういうことでございます。

○平井住宅課長 山の上団地についてでございますが、通常は、例えば設計を行いますときに、そのアスベスト等のおそれがあるものについては調べまして、その対策の必要があれば工事の予算に組むということでございますが、これにつきましては、実は24年度、既に2棟解体しておりまして、ことしは残りの4棟ということで、その物質は含まれてなかったということで、今年度はそういうような形で工事をしたいというふうに思っております

す。

○坂口建築課長 済みません、補足をよろしいでしょうか。

民間建築物のアスベストの除去に関しましては、この調査とは別に県のほうで除去等の促進に対する補助制度を設けておりまして、年間多いときで4件などを、ずっと平成18年から続けているところがございます。その診断費用につきましては、各市町村、県内ではまだ13しか補助制度を設けておりませんが、そういったものにつきましては、全額国の補助ということも制度上はなっておりますので、そういった制度の積極的な活用と、県と国の補助が除去については出ますので、そういったものの活用を民間事業者にも啓発してまいりたいというふうに思っております。

○池田和貴委員 しっかりこのアスベスト対策は、県としてやっていただきたいと思うんですが、実際、熊本労働局のほうからは、要するにアスベストがあるかどうかの事前調査の徹底というような通達も出ていると思うんですね。当然それは県が自分の県有施設を解体したりとか補修するときにはきちんとやられているとは思いますが、実際聞いてみると、本当にその辺の調査がちゃんとされているかどうか、予算的にされているかどうかというのは、ぜひ皆さん方のほうできちんとしっかり見ていただいて、法令に基づいてちゃんと執行していただくように要望したいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 今の住宅課の27ページ。答えは要らぬようなことを、いつもながら——県営山の上団地の住宅の解体工事が載っていま

すけれども、これは老朽化したから建てかえて解体をされると思うとですけれども、現状の社会情勢で家のない人、橋の下に住んでおるとか公園にテントを張って住んでいるとかいう人が大変多いとですよ。それから若い人が、ネットカフェあたりでアパート代払いきらぬから過ごしておるとか、かなり熊本にもそういう人が出てきているというふうに私も見たり聞いたりしています。

それで景観、見かけは悪いと思うですけれども、危険でなければこういうのは解体せぬで、何かそういうとに利用したらいかかなと思うとですよ。どうせ、これは公共の財産ですから。これは答えは、課長の独断では難しいと思うんですけれどもね。せっかくつくってあるから、危険で危ないというなら、これはもう解体せないかぬけれどな。今は家賃の高いところには入りきらぬ人が、またかなり出てきているんですね。

そういう声をひとつ届けたいなと思って、ちょっと話をさせていただきます。

○平井住宅課長 堤委員の御指摘でございますが、公営住宅につきましては昨年度、県営住宅の整備の今後の方針ということをちょっと定めまして、実はこれまである程度老朽化したものは建てかえを一つの方策として考えておりましたが、これからはできるだけ長寿命化を図っていく、少しずつ最低限度の手を入れながら、一般的に公営住宅は70年が耐用年数と言われておりますが、そこまでは使いきろうという方針でこれからはやっていきたいと思っておりますので、そういう住宅に困窮されている方に対しましては、できるだけ住宅の供給を図っていききたいというふうに思っております。

○堤泰宏委員 いい考えだと思います。大体、月3,000円ぐらいなら払いきるといふ人たちが今出てきておるみたいですね。1日10

0円ですたいね。今のはいいお考えであると思いますので、よろしくをお願いします。

それから24ページ。砂防のところ、地すべりはあれですけれども、急傾斜地の崩壊対策、これ私は何回かお尋ねしたことがあつとですけれども、今度の阿蘇市の崩落事故それから南阿蘇村の崩落事故、大変悲惨な結果が出ましたけれども、前からあそこは急傾斜地の崩壊対策事業、何回か何回も要望があつとつた場所と思います。それは、もう皆さんも御存じと思うですね。結果的には、やっぱりああいう悲惨な事故が起こるわけですよ。それで、県も市町村と一緒に、急傾斜地の危険地域のマップをつくっておりますね。あそこの今度崩壊したところは、ほとんど載っていますもんね。イの一番に危ないところということですよ。これが14億かな。もし、あそこいらに少しでも防災の急傾斜地対策ができておったならば、人命もしかりながら復旧の費用も、ひょっとしたら格安で済んだんじゃないかなと、私は阿蘇にも長くおるから、そんな気がいたしますので、今からこの急傾斜地の崩壊対策事業というのはもう少し予算をふやして、ほとんど阿蘇とか上益城の中山間地、人吉あたりと思うんですけれども。水俣あたりにもあると思うんですけれども。これは、もうちょっと予算をふやして本格的にやりませんと、今から気象異常で瞬間的な雨が降るとかいろんなことを言っていますので、お考えをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○古澤砂防課長 堤先生の御指摘に、今回の阿蘇の災害では土石流災害だと急傾斜地があつておりますけれども、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、いわゆるそれぞれ補助事業、単独事業にも採択基準というのが今定められております。それに合致するところという形でやらせていただいております。例えば補助事業でありますのは人家10戸以上、崖

の角度が30度以上といった、いろんな制約がございます。

そういった中で、今回の阿蘇のやつは、例えば30度の勾配がなかったところだとか、そういったところが上がっておりまして、そういったところをどういうふうにするかというのを、私は砂防課長としてどんなふうな対策があるのかという問題意識で考えていることは考えておりますけれども、今後どういふような方法がとれるのかというのを、課題として私は受けとめさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○堤泰宏委員 危ないと言われているところが、くえているわけですよ。危ないという印が入っておるところが、ほとんどくえていますよ。特に坂梨あたりはですね。ですから、危ないということがわかっとして何でしなかったというのが、素朴な質問ですよ。だから30度の角度とか、ちょっとそぎゃんた私は余りわからぬけれども、もう少し予算を組んで、もうちょっとやっていただいたらなと思います。

以上です。

○城下広作委員 関連でいいですか。砂防の部分で、砂防事業のほうで今回も、先ほど堤先生が言われたように坂梨地域でも砂防ダムがあつたところは命拾いをして、たまたま横がなかったところは崩壊して亡くなったという地域もあつて、砂防ダムの効果というのは本当に証明されたということで、これは大事な事業だと思います。

それで、砂防ダムがあつても土砂が堆積して、結果的に砂防ダムの効力を発揮できないというところも、結構県下いろいろあると思うんですね。この事業では、砂防ダムの土砂を除去するという部分は、この中に入っているんですかね。

○古澤砂防課長 砂防ダムに堆積しました土砂は、ダムの維持管理という関係で、単独で施設の維持管理の中で撤去させていただいております。昨年の災害におきましても、単独費用をいただきまして、たまった土砂あるいは流木等を撤去させていただいております。今よく、写真等でスリットダムという形で、間に鋼製のやつがありますけれども、それは常時ポケットを設けておくということがございます。ただ除去に対して、異常な堆積じゃない限りは、通常の維持管理というような捉え方をしております、県単独事業で維持管理の中で対応しているというところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 そうですね。スリットダムになると堆積せずにそのまま流れるという部分があるからいいですけれども、過去の分は結構たまった形で、それがたまることも想定はしているんですけれどもね、余りたまり過ぎるとそのまま効果がなくてということで、維持管理の予算もある程度取っておかないと、砂防ダムの役割をとということですから、やっぱり絶対大事なことだと思いますので、頑張ってくださいと思います。

では、結構でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中村博生委員 16ページ、違反広告物ですけれども、近年の状況と件数がわかれば。

それと、対策嘱託員、何人ぐらいおるのかなど。

もう一つは、都市計画道路の検討調査費がついておりますけれども、この中身をいいですか。

それと、農業、漁業集落排水の整備率とい

うかな、あと、さっきの質問みたいな感じですよけれども、どのくらいあつとかなと思ひまして……。

○平尾都市計画課長 都市計画課でございます。

屋外広告物に関しまして、1,900万余を計上させていただいております。これにつきましては、(1)屋外広告物対策推進事業費といたしまして、これにつきましては屋外広告物の禁止区域の標示板の設置だとか、あと規制概要図またパンフレット等で、簡易除去、電柱等に張られた不法な紙の広告物等を簡易除去するというところで、860万余を計上させていただいております。

それで、違反広告物対策職員費に関しまして1,100万余を計上させていただいておりますが、これは6振興局にそれぞれ嘱託員を配置しております。

というような状況で、その嘱託員の費用ということで、1,100万を計上させていただいているということでございます。

それと次に、都市計画調査費の(2)都市計画道路調査検討費でございますが、これにつきましては、実は都市計画道路を都市計画決定いたしますと、その決定したところに対して建築制限等々の縛りが出てまいります。これにつきましては、都市計画決定をしたときから、いろんな社会的なニーズそれと社会環境等々の変化がございまして、実は平成17年度に熊本県で都市計画道路見直しガイドラインというのをつくっております。このガイドラインの見直しの大きな骨格といたしまして、都市計画決定から20年以上未着手、それと20年以上たったんだけれども、その区間に未着手が存在する路線につきましては、都市計画道路の計画廃止も含めて、規模縮小等々も含めまして検討を行う、再度見直そうということをやると費用でございます。

今年度につきましては、荒尾市、玉名市、

長洲町というところの都市計画道路の見直しを予定しております。

それと、申しわけございません、違反広告物の件数でございますが、約1,300件程度の違反広告物を確認しております。

以上でございます。

○中村博生委員 これは平均的に毎年度1,300ぐらい。余り変わらないということですか。

○平尾都市計画課長 この違反広告物につきましては、日々パトロール等々をやっております。実は、ことし1,300はちょっとふえた数字になっておりますが、昨年度、県下一斉の点検パトロールをやった新たにでてきた数が付加されておりますので、この1,300という数字を御報告になります。

○内野幸喜委員長 先ほどの地域振興局というのは、6地域振興局の6名……

○平尾都市計画課長 6地域振興局の各1名。

○内野幸喜委員長 各1名ですね。はい、わかりました。

○軸丸下水環境課長 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に対する御質問でございます。

まず、現状でございますけれども、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合計で県の人口に対して4.2%の施設整備が終わっております。

最終的に、4.2%で7万6,000人でございます。現在81%の整備が進んでおりまして、内訳として農業集落等が4.2%、下水道が63.5%、それから合併浄化槽その他が13.3%でございます。

したがって、将来的なあと100%に向

かってどれだけ整備が必要かという数字でございますが、済みません、まことに失礼ですけども、今手元に資料を持っておりません。たしか、あと数パーセントまだ現状並みの施設整備が必要かと思っております。

先日、一昨年に数値を見直しまして、かつての数字よりも合併浄化槽のほうに移ってきた部分が結構ございまして、少し最終的な数値としては落ちている状況でございます。

改めまして、委員のほうには数値をお届けしたいと思っております。

○内野幸喜委員長 全員に、お願いします。

○軸丸下水環境課長 はい、わかりました。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○城下広作委員 ちょっと関連で。軸丸課長、今、下水道の普及率の部分で、当然今から残りの100%を目標に頑張るんですけども、既に下水道が入って完成されて、要は老朽化したりとか目詰まりとかしたりとかして、何でも公共インフラには寿命があるのと一緒で、下水道管が古くてやりかえないとかぬというところなんかは、県下で出ていますか。そういうのが数字としてはあらわれるんですか。既設の下水道管だけでも、やり直してもう1回入れ直さないかぬ、いわゆる下水管老化ということで、途中漏水しているとか破損しているとか、こういう数字とか調査というのは、大体やってある数字があるのかということ。

○軸丸下水環境課長 県下の下水道事業の出発点は、熊本市が昭和23年に着手しております。したがって、もうかなりの年数、60年を超える年数がたっておりますので、老朽化が始まってきています。

ただ、その他の都市におきましては、まだ大体50年に満たない、40年ぐらいが一番古い施設でございまして、それなりのふぐあいについては報告は出ておりません。

熊本市さんにつきましては、その老朽化した管がございまして、今、私どもは政令市になって直接データをいただくだけでございますけれども、定期的に補修をかけておられます。先日も、昨年は国道3号の南のほうのコジマ電気のところの前の歩道が陥没いたしました、大変なことになったことがございます。

私どもの流域下水道に関しましても、まだ新しゅうございますが、5年に1度はテレビカメラを入れて確認作業を進めているところでございます。

○城下広作委員 というふうに、古くなったら、特に熊本市の昭和23年ぐらいにかけた管は、管の性質もある意味では今よりはちょっと悪い。それと、おそらく圧力によって破損すると、そうすると陥没すると。いきなり、それが陥没するのがいつかわからなくて、どーんと陥没して結果的に道路が陥没するというようなことにもなりかねない。漏水で一遍に地盤が緩くなり下がるということがありますので、この辺は非常に、特に政令市になったから熊本市に頑張ってもらえばいいわけですが、こういうこともあるというちょっと認識をしておかないかぬのかなと。目に見えるものだけでなく、中に入っている地下の部分も老朽化が進んでいるということは、意識を持っておかないかぬというふうに思っております。

○軸丸下水環境課長 下水道施設管路以外にもたくさん、特に機械物たくさんございます。そういう面で、機械物について比較的寿命が短こうございます。それをいかに長寿命化を図っていくかというのが課題でございま

して、管路についてもあわせて、施設もあわせて長寿命化計画に対するそれぞれの自治体のほうで取り組んでいただいているところでございます。

○池田和貴委員 今の下水道の関連なんですけれども、例えば県有施設では長寿命化していきましようとかいう計画を策定されましたよね。トンネルとか橋梁も保守計画とかそういう計画を立てていらっしゃるんですよね。これ下水道については、今、補修計画がないのであれば、将来その中でつくっていくかんばり必要性とか、そういうのを感じていらっしゃるのかどうか。

○軸丸下水環境課長 既に、それぞれの市町村で取り組みを始めております。まず流域下水道、私どもの管理している施設につきましては、八代の施設がまだ新しゅうございますので取り組んでおりませんが、熊本北部、球磨川の施設につきましては、まず機械物の長寿命化の整備をいたしました。さらに今、管についても長寿命化計画を整備しているところでございます。それをあわせて耐震化の問題もございまして、それもあわせて実施いたしております。

御存じと思いますが、東日本大震災では下水道施設が被災しただけではなくて、液状化等によって道路が使えなくなった、緊急輸送道路が機能を発揮しなくなるというような、下水道によりほかの方に迷惑をかけていることもございますので、そこらの対策につきましては、もう八代の流域幹線、八代鏡宇土線その他でございまして、液状化する可能性がございまして、そのときに路面上に私どもの施設が突出するようなことがないような液状化対策をとっております。

そういうふうなことで、耐震もあわせた形で長寿命化計画を市町村事業についても順次立ててきております。

○池田和貴委員 済みません、確認したいのは、その市町村計画をつくってもらうために指導する、指導というか権限というか、そういうのを、助言、アドバイスするのは県なのかそれとも国なのかですよね。市町村が独自に計画を立てていかなければいけないのか、そこに県は何かやらなければいけないような法的な義務が課せられているのかどうか、それはどうなんですか。

○軸丸下水環境課長 長寿命化計画につきましては法的な規制があるわけではございませんので、あくまでも施設管理者のほうでやる業務ということでございます。

ただ、私どもとしては、当然今までの経験それから国からの情報、その他について適切に情報提供させていただいて、それぞれにやっていただけるようお願いしているところです。

また、国のほうで改築をしていく際には、ことしから、平成25年度からは、先ほど申しました長寿命化計画を立てて、国に今は認可ということではございませんが、長寿命化計画を各自治体で立てておくことが、国からの交付金をいただく際の条件になっております。したがって、それぞれに計画を進めておられます。

○池田和貴委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○佐藤雅司委員 これはいうまでもありませんが、災害については市町村が非常に基本になるといいますか、基本になってしっかり頑張ってもらおうということが大事なのかなど。幾ら国・県の事業であっても、用地交渉その他、市町村の役割は非常に大きいというふうに思っておりますけれども、これは答弁は要らないと思っておりますけれども、そうした市町村

との連携、それから建設産業との連携、こういったことをしっかりやっぱりやっぺいかなないと、ことしは特に復興の初年度になりますので、そうしたことは軌道に乗せていく大事なことだろうと思うんですよね。そうしたことをしっかりと自分のペース、測量設計調査、いろんな交渉等もたくさんあるということは私どもは知っておりますけれども、そのためには市町村との連携というのは非常に欠かせないと思うんですよね。住民は、県民は、やっぱり市であろうと県であろうと国であろうと、早くやってくれということなんですよね。そういったことを念頭に置きながら、自分たちのペースも特に大事なことはよく知っておりますけれども、そうした連携をしっかりとやっていただく。何でかという、これだけの非常に大きな予算、緊急経済対策も含めての、それから通常分も含めての、特に市町村あたりは災害があったからといって、そんな増員ができるわけでもない、やっぱり通常の業務に追われて災害は余分なことだということで非常にマンパワーが不足するといえますか、県あたりは、例えば阿蘇あたりでも土木、農林、その他かなり増員をしながら、他県からも応援をいただきながら、マンパワーのあれだけはあれしていく、あるいはいろんな技術者を30人採用したりして、かなり強い力を持っているというふうに思っておりますが、市町村はそうじゃないんですね。しかしながら、通常分だけでいらいらす部分もあると思いますので、そういったところの連携を、むしろ県のほうが積極的に出て行って、指導じゃありませんけれども連携をより深めていく、特に、ことしあるいは来年、やっぱりしょっぱなから大事なことであると思っておりますので、そこはお願いしたいと。

また、建設産業のほうにも、これまでかなりコンクリートから人への話や、それからいろんな予算がかなり落ちてきたと。予算が落

ちれば人も落ちるし、技術者それからいろんなところが落ちていくということで、もう一気にふやすわけにはいかないということでありますから、もう地元だけではなくて、いろんなところから今応援が来ているというふうに思っておりますけれども、そういった進行政管理これについてもしっかり目を凝らして注視していただきたいというふうに、要望しておきたいというふうに思っております。

もう、答弁は要りません。

○松岡徹委員 委員長にちょっと御要望です。というのが、県議会活性検討会というのができまして、私もそのメンバーだったんだけど、定例会の常任委員会では予算、条例そして主要事業の報告などもあって、どうしても予算、条例の審議なんかはしよるといいますか、それで閉会中の常任委員会開催ということになって、そういう一定の改革がなされて非常にいいことだと思うんですけども、きょうあたりは2時からだから、後があるから、私は今の主要事業の説明だけでも10点ぐらいちょっと聞きたい点がある、そのほか1者入札の問題もあるし。そうすると時間がどうなるのかなという思いがあるわけですよ。ですから、せっかくの委員会だからやっぱり審議時間が十分取れるように、時間を気にして議論がおざなりにならないように、ぜひ配慮をいただきたいなど、これは要望ですね。

それで、執行部に聞きます。

まず12ページの建設産業振興プランの関係ですけれども、これは今の建設産業振興プランは23年から27年までで、本年度が前期の終わりになっておるんですけども、ここにあるのはそれとして、建設産業振興プラン自体で2点ほど伺いたいというか見解を。

1つは、この建設産業振興プランは、最初から最後まで何回読んでも、名前は建設産業振興プランだけれど、どうも建設産業をめぐ

る厳しい状況があつて見通しもなかなか大変だというようなのが基調になっているわけね。私は、建設産業というのは、やっぱり地域の非常に重要な産業だし、そして地域経済にも非常に大きな影響があるし、農林業、商工にも連携するようなあれだし、建設産業というのをもっと積極的に位置づけると。

それから2つ目に、いわゆる今の状況の中では防災の面から安全、安心の地域づくりという、あるいは災害対応、そういう面からしても建設産業というのは大変大きなウェイトを占めるような時代になってきているんじゃないかなと。

3つ目に、後でちょっと触れますけれども、この社会資本が全体として老朽化する中で、維持修繕補修というか、こっちのほうが本当に規模的にも財政的にも大きくなっていくわけで、そこら辺の点で、建設産業振興プランであるなら、もっと積極的に建設産業自体を高く位置づけて、そこを前面に押し出して、以前も議論したことがあるけれど、予算も積極的に確保していくというようなことであるべきじゃないかなという点ですね。

それから、今度はもう一つ、建設産業振興プランの2ページ、3ページで、これは以前もちょっと議論したことがあるんだけど、要するに予算がピーク時から5割ぐらい減つとると。その一方で建設業許可業者は14.4%と、減り方が少ないという分析なんだね。これは去年の6月県議会で僕は具体的な県から出してもらった資料で議論したことがあるけれども、実際は、例えば10年間で30人から49人までの業者は49%減っている。50人から99人までは37.8%、100人から199人までは48.6%減っているわけだ。減ってないのは、いわゆる1人から9人、これが11.8、それから1人から9人が5.9、5人から9人が11.8。こういう人たちは、本当に厳しい状況の中で、仕事がないときはアルバイトしながら維持されているわけですね。ところが、母

数はここが多いものだから、平均値としては14.4%になるんですよ。私は建設産業は、この10年ぐらいの中で、その地域を支えるA1、A2ぐらいの建設業者というのは本当に激減している、半分になっているというのが実情なんじゃないかと。だから、そこら辺のところのもう少し正確な分析をやる必要があるんじゃないかなということですね。そこら辺のところを、監理課長になったばかりで何だけれども、どうですか。

○成富監理課長 まず、1点目の建設産業を積極的に位置づけるということですがけれども、確におっしゃるように公共投資が、基本的に建設産業は受注産業でございます。その中で、ずっと国の財政再建の中で公共投資が減らされてきたという経緯がありますし、自民党の前の民主党政権ではコンクリートから人へということで、一気に、急激に公共投資が減らされた。その中でも県としては、国の国庫予算が減る中でも、県としては単県でもできるだけ投資的経費、これは確保してきました。ただ、やはり県の財政力も非常に厳しいものですから、社会保障費がふえたりなんかしていますので、その中で予算を組んでいかないといけないということで、幾ら単県で頑張っても限界があったのは事実です。ただ、土木部としましては、おっしゃるようにこういう災害が起きたときに、建設産業の大事さというのが、土木部はわかったけれども、ほかの部はなかなか意識がなかった点もあると思います。だから、この機会を踏まえまして、またしっかりその点、建設産業の大事さというのは知事を含め認識していただいていると思いますので、予算の確保はなかなか厳しいかもわかりませんが、できるだけ単県でも、また国の予算要求に対してもしっかり要求して行って、できるだけ建設産業が発展していく、地域経済に雇用も含めて大事な役割を果たしていますので、しっかり

その予算の確保とイメージアップを図って、県民の信頼というかそういうのが得られるように、監理課としても努力をしていきたいと思っています。

もう1つ建設産業プランの話でございますけれども、おっしゃるように予算は減っているのは御存じのとおりでして、建設業者が少ないという、業者数が2割しか減ってないというのも事実でございます。ただ、委員がおっしゃるように、従業員数はかなり減っているのは事実でございます。この辺が県内の、昔は県内の建設業者の従業者数は、就業者数の10%ぐらいはあったんですけども、今8%ぐらいに落ちています。こういう状況を踏まえて、この辺の雇用、従業員数を雇っていただけるように、若年者の入職者がふえるように、厳しい経営の中でも建設業者さんがそういうことをしていただけるように、県としても努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 やっぱ建設産業をもっと積極的に位置づけると、そして建設産業の企業にしても従業員にしても、淘汰する方向じゃなくて、もうかなり淘汰されていると。だから淘汰する方向じゃなくて積極的に育成していくと、そういう姿勢をもっとプランの中でも研究して、具体化すべきじゃないかなと。

それで、これは部長にちょっと伺いますけれども、土木部の機構で、私は以前もちょっと提案したことがあるんですけども、建設産業振興課、そういうものをやっぱり必要じゃないかなと。業務的には監理課が、さっきの表で見ると一定程度している面もあるけれども、やっぱり建設産業というのは地域の重要な産業だし、他のいろんな産業ともいわば連動するし、観光課があるし商工政策課があるし、いろいろな課があるじゃないですか。建設産業振興課というのはないわけですよ。そのところは私のかねてからの問題意

識なんですけれども、部長少しお考えいただけないかなという問題提起ですけれども、いかがですか。

○船原土木部長 現在、監理課の中にその役割を担う班がございますので、その班の機能として、課というところまで格上げが要るのかどうかというのは、しっかり検討せないかぬと思います。

以上です。

○松岡徹委員 いろいろ検討していただければと思います。

次14ページの笹子トンネルのああいう事故があって、あれと同じ構造でというところで肥後トンネルの問題が何回か出てますたいね。あれは直接県がするのではないのかな。かもしれないですけど、私なんかもしょっちゅう人吉には行くし、大事なところだもんだから、いろいろ大体いわばきちつとなるのかなと。ああいうつり下げ方式を取り外したらという国土交通省からの指摘もあっているわけでしょう。その点まず、ひとつ伺いたいと思います。県としてはどういうふうに——どこかがやることだろうということなのか、県としてはどういう姿勢で臨んでおるかだな。

○増田道路保全課長 新聞によりますと、10月と1月で取り払うというふうに報じられております。

○松岡徹委員 それから、去年の6月議会でちょっと議論したことがあるんですけども、道路法の42条の2項で、いわば維持修繕については政令で定めるというふうになっているわけですけれども、そのときの——だから例えば道路をつくったりなんかするのは技術基準なんかがあって——ところが、維持修繕には技術基準なんかないんですよ。あの

ときの課長の答弁では、トンネルならトンネル、橋なら橋、道路なら道路の個々の技術基準でやっておりますというような御答弁だったんですけれども、それで、ここら辺の国の法令の整備ですたいね。私は、やっぱりこれから維持修繕問題が公共投資の中で非常に大きなウェイトを占めていくと思うんですよ。そこのところは、まだあのままなのかな、42条の2項というのは、どうですか。

○増田道路保全課長 昨年度と現在、そういう基準の分は変わっておりません。

○松岡徹委員 それで、その問題を6月議会で取り上げて、要するに高度成長のときに、道路にしても橋にしても多分できて、それがずっと老朽化して今の時点で8%とか9%とか、10年たてば20何パーセントとか、そういう数字を示して議論したことがあるんですよ。24年の2月定例議会に、橋梁長寿命化修繕計画、舗装維持管理計画と、それから舗装維持管理計画案の概要というのが保全課から提案されて、その中で、例えば橋の場合は健全度が、予防保全が必要だというのが129橋、それから健全度が60%以下というのが51とかあって、そして予防的な修繕を計画的、効率的に実施する、それから道路の場合は、補修が必要というのが全体の3,466キロメートルのうち465キロメートル、これは早急に補修が必要というのが410キロメートルというふうに、これは県の24年2月議会に出された、カラーで出されたあれなんだけれども、これについて、いわば急いで予算を確保して進めるというような計画で、これは僕は非常に積極的な対応だったと思うんだけども、そこのところがその後どぎゃんなってるかですね、それに基づいての進捗状況はどうですか。

○増田道路保全課長 通常の前算ではなかな

か確保はできないんですけれども、昨年度は景気対策等補正予算をつけていただいたものですから、補修につきましては思った以上にといいますか、我々努力してできたかと思っております。

○松岡徹委員 これは、ですからその後のこれをベースにして、今おっしゃったその後の進捗、それについては、委員の皆さん全体に今の到達でわかるだけいただければと思いませんけれどもね。

次に、16ページですね、都市計画課。これでは2つ。1つは、これは熊本市の問題だけれども、私も熊本市民だもんだから、若いころから市電を守る運動は大分やって、廃止されようとしたとき、市電を存続すべきだという市民運動を、星子市長のときだけれども、やったことがあるんですけれども、かなり市電も改善されてはきたんだけど、この前の発表で、基準幅より狭いホームが69分の51とか、1メートル未満がその46.4%とか、点字ブロックがないのが76.8とか、転落防止柵がないのが46.4とか出たじゃないですか。こういうのは熊本市のことではあるけれど、県としては都市計画、都市交通計画の中でどういうふうに位置づけていくのかなと。

それからもう1つは、熊本都市圏の交通施策の問題で、熊本の特殊な交通の問題点として、交通センターに向かって、要するにバスが5台も10台も連ねて、そして環状線は以前の第1環状だけで、都市の規模が、東部にしても北部にしても、もう第1環状レベルじゃなくてはるかに広がっているわけだ。それをつなぐ環状はないし。やっぱり抜本的に、熊本市の都市交通体系は見直すべきだと、やっぱり本格的な対策をとらなければいかぬと思うんだけど、そこら辺はこの中ではどういう議論になっているのかなと。今後の見通しや検討の中にね。

○平尾都市計画課長 冒頭に出ました市電ですね、これにつきましては新聞報道で私も認識しておりますけれども、駐車場のプラットホームの幅を広げる際に当たっては、道路の全幅の問題等々がございまして、そういうふうなところにつきまして、市から県に対していろいろ御相談があれば積極的に受けたいと思っておりますけれども、まず、2点目の公共交通というふうな観点でというふうなところのお答えになりますけれども、実は、ちょっと16ページの最下段の都市計画調査費の中で(3)磁気カードデータ取得というようなことを書かせていただいております。これはどういうことをやるかという話になりますけれども、この16ページの上段2段目の総合都市交通体系調査費ということで、これは私ども26年に熊本都市圏における都市の交通マスタープランを作成しようと考えております。こういう中で去年パーソントリップ調査等々をやって、ことしも引き続きその現状解析等やっていくんですが、実は冒頭に申しましたこの磁気カードデータ取得、これを何のためにやるかという目的になりますけれども、実は都市構造等々の変化、先生がおっしゃったようにいろんな課題を抱えております。特にバスにつきましては、利用者数が30年前に比べると3分の1程度まで落ち込んでいるという状況がございまして。

そういう中で交通体系を今後都市像というふうな観点から申し上げても、マイカーから公共交通機関にシフトする必要があるというふうなことで、実はこの磁気カードと申しますのが、電車、バスに乗るときのTO熊カードです。このTO熊カードを解析いたしますと、バスであれば乗った停留所それと降りた停留所が判明いたします。なおかつ乗られた時間というのも把握できます。そういうふうな細微な利用実態調査を把握いたしまして、先ほど申しましたマスタープランのほうに反映して、今後の自家用車から公共交通機

関への切りかえの手法論、そういうふうな検討を、そういうふうな詳細なデータをまず十分把握して検討してまいりたいというふうなことを考えております。

以上です。

○松岡徹委員 結局は、熊本市の都市交通の問題ではモータリゼーションで、以前は市電の軌道も何も車が道路を占めておった。そして、今はバスレーンがあるけれども、あの当時はバスレーンもなくて、もう道路がいっぱいでバスも渋滞、それで軌道の立ち入りはだめと、それからバスレーンをつくると、そして、いわば交通体系の軸に市電を軸にしたいわば大量輸送機関と、そういう議論を大分したことがあるんだけどね。

その市電がなぜ残す必要があるかという議論をしたときに、やっぱり市電というのは環境にいいということと同時に、やっぱり高齢者とか障害者、子供なんかは乗り降りがいいとか、そういう面も含めて市電はどうしても必要だという議論をしたんだけどね。

ところが、ここで問題になっている市電の乗り降りするところが1メートルもなかったり防護柵もなかったり、それでは年寄りとか子供とか障害者なんかは、とてもじゃないじゃないですか。だから、大きな交通体系の見直しや改革と同時に、こういう大量輸送機関の軸になる市電のあり方ですね、これは熊本市から相談があったらということにとどまらず、この都市交通のあり方の理念的には非常に軸になる大事な問題を含んでいるとは思っていますよ。ですから、そういうふうな点は位置づけて、体系全体の問題と、いわばマスタープランの見直しと、その中でのこういうような問題も含めた踏み込んだ調査、検討を熊本市と一緒にしてほしいなど。

○内野幸喜委員長 これは第一義的には、熊本市のことだと思います。ただ、きょうのこ

うやって建設常任委員会の中でこういう意見があったということで、審議会なりそういった場で、御意見がありましたということは言っていたらなと、そういう形で松岡委員よろしいですか。

○松岡徹委員 20ページですね、河川課。今度は、去年の7月12日水害後の河川改修をやっていますね。それで県管理区間で、いわば河川改修をやるでしょうが。そうすると、そこで水位を河川改修で下げるわな。それと、いわば地盤高とは大体どんくらの余裕を考えて、今度のずっと今計画を立ててやっているじゃないですか、県区間の小礮橋から上のほうそれはどんなふうですか。

○持田河川課長 災害に対して河川改修を行っていく上で、被災を起こす河川の水位、これをどのように下げて地盤高との関係をという御質問だと思いますが……

○松岡徹委員 考え方じゃなくて、具体何メートルぐらいを基準にやっておるかということです。

○持田河川課長 例えば、白川の今度の激特區間、龍田陳内4丁目で水位が越えて浸水いたしましたけれども、今回、改修を終えることによって、地盤高以下に水位を抑えるという考えで改修計画を立てております。

○松岡徹委員 大体、地盤高と水位の差がどのくらいを考えてやっておるか。地盤高と同じじゃ話にならぬたい。

○持田河川課長 大体水位としては、2メートル下がりますが、地盤としては堤防ではなく掘り込みになりますので、水位と地盤高はニアリーイコールということで考えています。ほぼ同じということで考えています。

○松岡徹委員 水位と地盤高が同じなら、それは守られぬじゃないですか。

○持田河川課長 堤防構造の場合は、水位に余裕高というのを足しまして、これは流量によってその高さは変わってきますけれども、掘込河道を、要は堤防構造ではない、地盤はそのまま続いている、そういうところは基本的には余裕をそんなにとらないということが基準ですので、そういった考えに基づいて今回の改修も行うということです。

○松岡徹委員 余裕高たい、どのくらい見ておるかということ。1.2メートルとかあるじゃないですか。それを聞いておるわけ。

○持田河川課長 余裕高といたしましては、大体1,500トンで60センチぐらい。

○松岡徹委員 60センチぐらいを大体基本にして、しているわけね。わかりました。

それから21ページの路木ダム関係ですけれども、以前議論したことがあるけれども、路木ダム確認作業報告書がありますね。この中で、影響低減へ向けた取り組みとして、モニタリング調査対策というのがあるわけですね。大きな柱が1から5まであって、その中で、例えば1は、植物、動物が生息する地域の保全のための配慮で、路木川河口域、干潟域の動植物の生息性、それが1の1、1の2が、路木川河口域、干潟域の生態系や藻場への影響、3が、地形改変地における動植物の生息性域、こういったものをモニタリングでずっとやっていく、これはどうなっていますか、この辺のところは。

○持田河川課長 事業の進捗にあわせて、学識の方の意見等を聞きながら、今申し上げました藻場ですとかそういった動植物、そうい

った影響について調査を行っている、現場から報告を受けています。

○松岡徹委員 そういうふうに書いてあるんですね。だから、現状ではそれがどうなっているか。

○持田河川課長 済みません、詳細には、ただいまデータを持ち合わせておりませんので、それはちょっと確認をいたしまして……

○内野幸喜委員長 これは、詳細は後で御報告という形でよろしいですかね。

○松岡徹委員 そういうことたいな。だから、きょうここで全部はないけれども、要するにダムをつくるときに、こういうことで大丈夫です、やりますというふうに僕の一般質問の答弁にもその当時の部長が答えていらっしゃるわけで、既にもう進捗に応じてこういうふうに対応してやっているわけだと思うので、今の時点でわかるものをできるだけ早く委員会のメンバーにお届けいただくようお願いしたい。

○内野幸喜委員長 松岡委員、まだ質問はありますか。

○松岡徹委員 あります。

○内野幸喜委員長 1回、休憩は……。

○松岡徹委員 よかですか。続けてください。

○内野幸喜委員長 はい、松岡委員。

○松岡徹委員 24ページの、さっき佐藤委員からもありましたし、ここにいろいろ対策が書いてあるけれども、私が1つちょっと思う

のは、とにかく死者が出たのは河川じゃなくて山崩れですよ。県のほうで専門家も入れて、検討委員会みたいなのをつくったでしょう、砂防課のほうですかね。あれが、どこまでまとめられて、きょうあたりはその報告があるのかなと思っておったんですけど、建設常任委員会として去年の7月12日の災害を受けて、今後の安全、安心の熊本地域づくりを考えた場合に、あの山腹崩壊の問題にどういうふうな科学のメスを入れて、そしてお金も必要な場合は投入して対策を具体化するかという大きな問題だと思うんですよ。そこら辺の現状はどうなっているのかな。

○古澤砂防課長 阿蘇災害での土砂災害の検討委員会のことだと思いますけれども、けさの熊日にもちょっと記事になっていたんでございますけれども、昨年9月に委員会を立ち上げて、ことしの2月に最終委員会ということでいろいろ御意見をいただいて、修文、修正いろいろかけさせていただきました。各委員の方々の御意見を取りまとめまして、3月末という形で最終報告ということで取りまとめて、現在の県のホームページのほうに載せさせていただいております。今、松岡委員のほうから各先生方、建設委員会のほうに説明したらどうかということでございますけれども、改めまして報告書等をもちまして、先生方に御報告といたしますか、そういう時間をとらせていただければと思います。

それから、あの委員会の中でもちょっと1つのキーワードになっておりましたけれども、いわゆる災害から逃げるというようなキャッチフレーズで委員会の中で出ました。1つは、災害はいつ起こるかわからない非常に難しいところがございます。先ほど、防災工事をやればほとんどの方が救われたのかというところの、100%というのはなかなか難しいところがございますけれども、まず逃げるという、そういう危ないときには逃げるとい

うこと、それから逃げるのも一時的なのか、あるいはもうそこに住まないようにするのか、あるいはそういう危険なところであっても住家は少し引いて、裏のほうの使い方を、例えば倉庫だとか納屋だとかいろんな利用の仕方があるんじゃないかろうかということも、その中では検討されたと思っております。ただ、これからでございますけれども、今後の阿蘇を教訓にいたしまして、土砂災害の対策、ハード、ソフトこれはもう車の両輪という形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 大体の僕なりに認識を持っておるんですけども……。

私が言いたいのは、やっぱりこれは阿蘇の局所的なあれだけではなくて、やっぱり県土全体にかかわるあれだから、ここにやっぱり報告事項として出して、委員会で議論するというような対応をしていただいたほうがよかったのかなということですね。

○内野幸喜委員長 ちゃんとまとまっているんですかね、まだ……

○古澤砂防課長 まとまっております。今ちょっと——先ほどホームページと申しましたけれども、ホームページのほうは一般の方が閲覧できるようになっておりますけれども、これは積極的な情報発信というよりも受け身的な情報の提供になっているかと思っておりますけれども、委員長と御相談させていただいて、どういう取り扱いをしていただくか……

○松岡徹委員 よろしくお願ひします。では委員長、この報告については最後。

アートポリスですね。私はアートポリスの理念、全体については積極的にプラス志向で見ているんですよ。ただ、余りにも初期の段階、やっぱり東京の専門家なんかアートと

いう点でだあっとやって、そして、それからもう20何年たって、現場を見ると、これは今アートポリスというのは視察者も来るとかいうような、やっぱり観光スポットにもなるとかいろいろその波及効果もあるというお話を聞くんだけど、負の面ですね、これはこれでただしていけないと、私が見たそのアートポリスの負の面の現場、ああいう実態がそれこそマスコミが取り上げておあっとやれば、せっかくこれまでつくり上げたアートポリスのイメージが台なしになってしまうような面もあるのかなと。ですから、本当にアートポリスが価値あるものとして、これからもっともっと発展していく、花開いていくためには、これまでをずっとチェックして、ただすべきところはただしていくというような視点が、建築課にもまた住宅課を含めて、土木全体の中でまた議論していただいて考えていただければというふうに思いますけれども、いかがですか。

○坂口建築課長 委員おっしゃいましたとおり、アートポリス事業開始からもう25年たっておりまして、初期につくりました建物も、普通の建物も一緒でございますが、かなり傷んでくるようなケースもございます。また、25年間の間に高齢化あたりが進んだりしまして、そういったものへの対応というのも必要かと思っておりますので、これは県の建物だけではございませんが、市町村の建物も結構ございますので、市町村の立場になりまして、我々もできる限りそういったメンテも含めましてサポートしていければというふうに、今取り組んでいるところでございます。

○松岡徹委員 老朽化とかだけじゃなくて、余りにもアートという面が先行して、やっぱり構造的に設計上、やっぱり古くなったというだけじゃなくて、問題があるようですね。そこら辺はもう過去にできたものはしょうが

ないから、ですから今の時点でやっぱり補っていくといたしますか、改善するところは改善していくというようなことじゃないかなと思いますね。

○坂口建築課長 アートポリスは今、第3期目ということで位置づけをしておりますが、当初はなかなか利用者側の意見が反映しにくかったという点もございまして、使いにくいという評価をいただいたこともあったかと思えます。現在は、設計の途中あるいは施工中におきましてワークショップを行ったり意見をいただいたものを取り入れるなど、利用者の使い勝手も含めた設計になるよう現在取り組んでいるところでございますので、今後ともそういう形でしっかりした設計を行っていけるようにしたいと思っております。

○堤泰宏委員 さっき古澤課長の答えの中でちょっと、阿蘇の現実と大分違っておることをおっしゃったから、私ちょっとお話しさせてください。

家の引っ越しとか部落の集団移転のことを言いなはったつかな。

○古澤砂防課長 そういう対策もあるんじゃないかということを、議論の中では出たということでございます。

○堤泰宏委員 議論の中で出たんですね。

部長は、阿蘇の慰霊祭に行きなはったですな。知事が来とんなはったつかな、部長は行つとんなはらぬだった。そのとき、慰霊祭のときに、親に対して追悼の挨拶をしたのは息子さん、福岡県庁に勤めておる人ですよ。結局、80幾つのじいちゃん、ばあちゃんが家に2人おったわけですな、息子は福岡県庁ですよ。それから長陽の井川さん、これは事務局長の親戚になると思うんですけども、そこはばあちゃんが1人おって、息子さんは熊本

の市役所に勤めておったですよ。そして、ばあちゃん1人になって、60になったから退職して、たまたま家に帰ってきて被害に遇ったわけですな。だから、もうあの崖というのは田舎、そういうところには、もう超高齢者ですよ、だから家ば建て直すといったら3,000万、4,000万かかるもの。それは無理な話。それから集団移転も、白川あたり集団移転ができぬでしょうが。用地課長は今から苦勞していきなされると思うばってん、これは恐らくできないですよ。そぎゃん大それたことじゃなくて、できるのは、危険箇所がわかちよるわけでしょうが、もう阿蘇の防災マップには全部印が入れてありますよ。それにできる限り対策をしたらいかがですかというのが私の質問だけん。課長の答えはですな、それは、できれば最高ですよ、家を建て直してやる、集団移転をさせてやる、これは恐らく、あと50年後——50年すると阿蘇には人間はおらんようになるですな、天草もしかり。現実というのは、とても厳しいですな。ですから、ちょっと集団移転と家の移転の問題は、今、具体的に福岡県庁の話と熊本市役所の話をしたけれども、現実はもうとてもじゃないですよ。特に阿蘇の野尻、草部とかは、平均年齢は80幾つですよ。しかし、それだけは見捨てるわけにはいかぬから、危ないところには1,000万でも800万でもいいから、砂防施設を入れたらいかがですかという話です。答えはよかです。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいた

します。成富監理課長。

○成富監理課長 まず、報告事項1でございます。これは、報告事項1につきましては、既に実施しているものでございます。

まず、平成24年度補正予算等の執行に係る入札緩和措置等についてでございます。

1、緩和措置の目的のところでございますけれども、3点ございまして、1つ目が迅速な発注と事業効果の早期発現。2が事務量の軽減とスピートアップ、3が工事の適正化と合理的管理という目的のために、2で入札等緩和措置等の概要で説明しますけれども、2点措置を講じております。

(1)で、まず指名競争入札の発注標準額の緩和ということで、まず競争入札の欄でございますけれども、3,000万から5,000万の間の現行、従来は一般競争入札でございましたけれども、現在、指名競争入札にしております。

また、右側の欄でございますけれども、総合評価落札方式につきましては、従来は簡易型でしてございましたけれども、緩和後は適用除外としております。

その次の5,000万円以上の区分でございますけれども、ここにつきましては総合評価方式の欄でございますけれども、基本型から緩和後は原則として簡易型にしております。

米印の適用日でございますけれども、菊池、阿蘇、球磨地域振興局管内については平成24年12月1日から、その他の地域にあっては平成25年3月8日から適用しております。

続きまして、(2)施工管理の合理化でございますけれども、ア、イ2点ございまして、まずアのほうでございますけれども、現場代理人の兼任ということで、四角で少し色を塗ってありますけれども、同一管内で3本まで、合計5,000万円未満の工事であれば兼任可としております。

イのほうでございますけれども、主任技術

者の兼任でございますけれども、ここも四角で囲んでおるところでございますけれども、密接に関連し5キロメートル以内にある2本の工事であれば兼任可としております。

3、対象工事等でございますけれども、平成25年9月末日までに公告する県工事に適用することとしております。

続きまして2ページ目でございます。

最低制限価格制度・低入札価格制度の見直しについてでございます。

趣旨のところに書いてありますように、地域経済や雇用等の改善、工事品質の向上等を目指すため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を見直しております。

見直しの内容でございますけれども、まず(1)最低制限価格制度5億円未満の建設工事を対象としております。

改正後の黒枠のところでございますけれども、変わったところがございますけれども、下線を引いているところがございます。1.035の補正をしております。

続きまして、(2)でございますけれども、低入札価格調査制度5億円以上の建設工事を対象としております。

改正後の欄でございますけれども、同じように1.035の補正をしております。

(3)でございます。内容としましては、90%を超える場合は、予定価格（税抜き）に90%を乗じた額になります。

3、実施時期としましては、平成25年4月1日以降に公告、指名通知を行う入札から適用させていただいております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 引き続き、1者入札に係る対応について、成富監理課長。

○成富監理課長 続きまして、報告事項2でございます。

こちらにつきましては、現在、執行部で検

討状況についての報告でございます。

まず、1者入札に係る対応についての1、経緯についてでございます。

丸の1つ目。阿蘇地域振興局管内で一般競争入札により発注した災害関連工事によって、1月以降1者入札が26件のうち22件、落札率は95.1%から99.6%ございました。

丸の2つ目。八代地域振興局管内でも、同じように1月以降1者入札が17件のうち6件、落札率は96.9%から99.2%ございました。

丸の3つ目。その他の地域においても、1月以降2件の1者入札がございました。

2、県の基本認識でございますけれども、(1)、管内関係業者に対する事情聴取を行いました。談合の事実は確認できず、入札は有効に成立していると考えています。

(2)、他方、一般競争入札制度において、これだけ1者入札が相次いでいることは、競争性、公正性、透明性を図るという制度の目的からして、好ましい状況とは言えないという認識をしております。

3、このような状況が生じた要因でございますけれども、まず(1)、災害や経済対策で公共事業費が大幅にまた急激にふえた、またはふえること、さらには災害関連工事のため、早期復旧の観点等から年度末に大量の工事が発注されたこと、(2)ですけれども、このことにより管内の業者は手持ち工事や技術者配置の面で余裕がなかったこと、その他、熟知している地元現場案件を優先したことなどから、入札に参加しなかったという事情聴取の結果でございます。

(3)ですけれども、他の管内業者においては、総合評価方式の地域性評価項目の配点が高いことや、なれない地域での労働者の確保、宿泊、交通等の面で費用がかさむことなどから、入札を見送ったということも事情聴取の結果わかりました。

(4)高落札率については、資材、労務単価の

値上がりを見通したことなどが考えられます。

2ページ目でございますけれども、今後の改善へ向けた取り組みの方向性の今検討案でございます。

まず、(1)、1者だけしか入札しない場合は入札を取りやめとするという取り扱いのことでございます。

①1者入札に対する考え方でございます。しかしながら、より競争性、公正性、透明性の高い入札契約制度を確立する必要があるため、今後、熊本県が発注する建設工事において入札参加者が1者の場合は原則として入札を取りやめることとするという考えでいます。

②対象工事でございますけれども、熊本県が発注する建設工事、ただし、特に緊急性を要する工事や特殊な工事等については競争参加資格審査会等に諮り、除外することができるものとするという規定にしたいと思っております。

③ですけれども、施行期日は平成25年5月上旬を予定しております。

参考に、他府県の状況を記載しております。

続きまして、(2)ですけれども、総合評価方式の見直しですけれども、見直しの方向性でございます。工事の緊急性、入札の公正性等を踏まえた工事の品質確保の観点から、以下の2点について見直しを検討しております。

①ですけれども、災害復旧に関する工事の運用のあり方についてでございます。3ページ目の参考のほうですけれども、現在の入札契約制度の緩和措置を先ほど御説明したように設けております。これにつきまして、例えば5,000万円以上については、今、総合評価方式の基本型を、緩和後、原則簡易型をやっておりますけれども、これをどうするかというのを今検討している状況でございます。

戻りまして、2ページ目の②でございますけれども、地域評価項目の配点の見直しにつきましては、3ページ目の現在の評価方式の簡易型の一覧を示しておりますけれども、この中に企業加算点ということで、企業の評価という評価項目の中に、地域性を評価した項目がございます。例えば、地域精通度さらには地域貢献度、この2点に対する配点のあり方について現在、執行部で検討している状況でございます。

以上でございます。

○田邊宮繕課長 宮繕課でございます。

報告事項の3、パークドーム大規模改修後の雨漏りについて、御報告申し上げます。

パークドームにつきましては、平成24年8月9日から平成25年3月8日までの工期で、大規模改修を行いました。工事費は、4億310万9,300円で、うち約3億6,700万円は、内幕の張りかえ、玄関ひさしの天井改修、照明設備の更新など休館を必要とする工事で、破損して危険なもの、または機能が劣化しているものの改修費でございました。

雨漏りにつきましては、休館前に多数確認されておりましたので、調査を行い、といなどの劣化やカラス等がつついてあいた穴が雨漏りの主要な原因であると特定し、約2,600万円をかけて対策工事を実施いたしました。

新聞報道がありました11カ所の雨漏りの原因について調査したところ、いずれもシールの経年劣化や独特の建物構造のため想定が困難な原因によるもので、大規模改修工事の対象外の部分でございました。これらの雨漏りに関する応急対策は今月中に完了する見込みですが、今後とも梅雨時期の施設の状況などを見ながら、関係課とともに対応を検討しております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で報告が終了しまし

たので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「この3つ、どれでもいいんですか」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 では、1つずついきます。まずは、パークドームから、3番からいきます。

○城下広作委員 これはパークドームはできた当時も、台風で吹っ飛びましたもんね。あのときは福島知事だったですね。議会でも大変怒りをあらわにされて、つくって完成して間もなく台風がきてテントがはがれるという、我々もおかしくて、本当に斬新な形で作られて、ちょっと国体前にとということで盛り上がる部分があったけれども、構造的には漏れるというふうに、耐久性に欠けるという構造なんですかね。どうなんですか、その辺をちょっと感想を。

○田邊宮繕課長 パークドームにつきましては、屋外スポーツなどを行うための、天井が高く広い豊かな空間を実現するための構造となっておりまして、委員がおっしゃるように独特な建物の構造となっております。したがって、一般の事務所の建物のように、例えば今回の雨漏りの件でございますけれども、普通の建物ですと屋根のところの防水の措置というのは三重四重にできるんですが、やはりああいった幕の構造でございますし、その幕とそれ以外の金属の接合部があったりということで、どうしても雨漏りに対する備えがほかのものよりも手薄になってしまうと。もちろん雨漏りに対しては一重二重の対策はとっているんですけども、通常よりもそこら辺が難しい構造のものであるということでございます。

○城下広作委員 まあ、これはつくったからまた形を変えるのも難しいし、最初に施工し

たからたびたび、つくったからそちらのほうの自費でやりなさいというのもまたむごくなることもあるでしょうから。

ただ困るのが、いわゆる雨漏りをして結果的に使えなくなって、県民がそれで不自由をするということが一番困るわけであって、大変大きなお金を使ってやった。やっぱり今後は構造的に、格好だとかそういうものばかりにとらわれて、後でメンテで非常に難しい云々とかあるものは、いい意味で教訓にして、このパークドームの分に関しては考えていかなければいけないというふうに、この問題に関してちょっとそういうような考えを持っていただきたいと思っております。

○松岡徹委員 パークドームに関連して。パークドームの当初の建設事業費は幾らだったかな。

○平尾都市計画課長 総事業費は、442億円でございます。パークドームに関しては、84億円です。

○松岡徹委員 それで、パークドームの修繕のやつをずっとこの間出してもらったんだけど、平成11年10月が5億7,200万、12年7月が8億6,100万、合計すると19億になるわけね。だから84億の箱物をつくって、修繕費が19億ですよ。これは、やっぱり本当に何というか——今、城下委員も言ったようにあるわけだから、それは壊すわけにはいかぬから、使えるようにせないかぬが、これについては何かあったら修理する、そういう後追っただけじゃなくて、もう少し抜本的な検討をして、計画的にいいものにしていくという方策とかというものはないものかな。このままでいけば、遠からず建設事業費に追いつくのじゃないかなと思うんですけど、どんなですか。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。

県有施設に関しましては、一般的な話としましては、今、管財課のほうでファシリティーマネジメントということで、長期保全計画というものをそれぞれの施設について、いわゆる仕組みづくりというのを行っております。そのファシリティーマネジメントを今回始める前に、すでに施設によっては、例えば県立劇場とかそういったところは長期の保全計画というのを独自につくっておられますので、同様の考え方でパークドームのほうもこれから進めていくべきものと考えておりますので、そういったことは関係課、これは主管課は都市計画課さんになりますし、また体育保健課さん関係ありますので、そういったところと打ち合わせながら対応を協議していきたいというふうに思っております。

○内野幸喜委員長 では、続きまして報告事項1についての……。

○松岡徹委員 結局は、この問題は県としてこの問題、いわば事態を認識して手を打つんじゃないくて、まあ外部のほうの……

○内野幸喜委員長 いや、1について。1の緩和措置について……。

○中村博生委員 緩和措置は大変いいこととは思いますが、現場代理人の兼任ですよ。3本までいように書いてありますけれども、実際そういうことはできぬとじゃなからうかと思うのですが、その辺はどういったシミュレーションか何かで、3本までとかなったか、その経緯を説明してもらいたい。

○成富監理課長 申しわけございませんが、経緯まで十分勉強しておりませんので、ただ憶測では——済みません、勉強しておりません。

○中村博生委員 前も、2本ぐらいままでとか言ったですたいね。実際、今は事業量が減っておるけんというあれではないんでしょうが、現実として現場代理人がかけ持ちというの厳しいと思うんですね。主任技術者も兼ねた現場代理人ならば、到底できぬと思うとすよ。現場代理人がおって主任技術者がおる体制の現場ならばできるかもしれぬですけども、ちょっと、いいことではあるとですが、これは始めてみらんとわからぬとでしようけれども、その辺も頭の中に入れとって、今後どういった状況で進むか、これは注意深く見ておってくださいよ。

○成富監理課長 現場から、やはり2,500万未満というのでは余らないというようなお話も、工事を請け負った業者さんからお声を実際はいただいています。だから、その辺を踏まえて運用を、9月までありますけれども、現場の意見等を聞きながら十分その辺は注意しながら運用していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○中村博生委員 発注標準ですよ。今2,500万円未満は余らないということも出ましたけれども、今後の見直しとかは検討されとつとですか。

○成富監理課長 発注標準につきましては、災害復旧、経済対策等ここ去年の補正から急激な予算の増加が、公共投資の中で起こっています。一部に発注標準の見直しという声もいただいておりますので、その辺はしっかりと、23年6月に改正した経緯もありますので、すぐそういろいろな変更をするということも、あれだけのことをしてきた経緯もございますので、しっかりとその辺の経緯も踏まえながら、研究をしながら対応したいと思っております。以上でございます。

○中村博生委員 今のあれでいくと、Bクラスが1,000万以下ですね、A2が5,000万まででしょう、1,000万から5,000万まででしょう。それ以上はA1なのですが、Bクラス、実際、今までからしても、県工事でB物件という余りなかったような気がします。B物件というか、今でいえばC物件ぐらいの金額なんですよ。昔からの傾向からすると、C物件という大体余りなかった。災害が起きて災害関係の仕事が出たときはあったかもしれないけれども、通年としてもそんな件数はなかったと思うんですけども、今Bクラスで300万から1,000万か、余り知らぬものだから。その辺を含めてこの発注標準を、何かそういう検討をされておるかなと思ったものだから尋ねてみました。これは、もういいです。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

続きまして、報告事項2についての質疑を受けたいと思います。

○城下広作委員 1者入札の件なんですけれども、これは本当、先ほど言いかげられたけれども、私も一番気になるのは、要はこういう状況が阿蘇でもあった八代でもあった、これを報道で知って、逆に、うわあ多かったと思ったのか、当然こういうふうに1者が多いということをわかっていたけれども、法律的には問題がないからいいと思っていたのか、そこが私は一番大事だと思っているんですよ。そこの県の考え方を明確に確認したいと思います。後で理由は、こういう理由はわかります。わかるけれども、これが入札がずっと災害で1月からずっとあって、ちょっと多いなということに対して問題意識を持っていたのか、別に持つ必要はないのかという、ちょっとその辺のところを……。

○成富監理課長 委員がおっしゃいましたように、1者入札制度は一般競争入札の中で制度的には違法性は認められてない状況でございます。

おっしゃるように、3月下旬に同日に一遍に発注しました。その中で、2月から少しずつは起きていたんですけども、また認識としまして1者制度が違法じゃなかったものですから、問題意識がなかったといえなかったと思います。3月に、また立て続けにこの災害関連で同日に発注したのに対して起こりましたので、確かに認識としては薄かったと思います。ただ、そういう実態というのは本庁にも届いておりまして、本庁のほうもそういう認識は持ちましたものですから、建設業協会に対してもこういう状況で申し入れをしまして、建設業協会のほうでも3月中旬にはコンプライアンスということで、支部を集めて何か会議をしていただいているような状況なので、認識としては持っていますけれども、改善まで要するかどうかというのが、そこが判断がちょっとおくれたというか、おくれたということはありませんけれども、認識してからは速やかにやっていると思いますので、そこは御理解いただければと思います。

○城下広作委員 今のこの報告書では、今改めて認識をして、やっぱりこれはよくないだろう、公平というようにいろんな形で、だから逆に改善策を考えたということですので、我々もその分を、我々というか私はそういう考えを持つことは、ある意味では大きく考えをしっかりと、全体的なバランスをとられて、このような改善策で取り組もうというふうな形で理解をしたいというふうに思います。

それで、現実ここで災害がどんと仕事がいっぱい出て、1つの企業でたくさん仕事を取られている分が逆にあるんじゃないかと思

うんですけれども、実際手持ちの仕事は支障なくこなせることができるのか、そのことがちょっと今度は逆に気になります。その状況は、どうなんでしょうか。

○成富監理課長 基本的には、入札していただきますときに、総合評価で施工実績なんかを見ています。基本的には管理技術者とか技術者の配置につきましても、確認をしながら総合評価の評点等を審査会でやっておりますので、基本的には受注していただいている状況の中で、現時点ではできるという認識で今考えています。

○城下広作委員 わかりました。

それと、では1者だけはだめとする、じゃ複数でというような考え方を今後持たれていくわけですね。ところが、大きい、例えば5,000万円以上の仕事なんかで、仕事が災害でばあんと意外と出る可能性があるんですよ。ところが、地域、地域によっては結果的に、また対応できる企業が少なくて、少数というような形で入札をしなきゃいけない、もしくは結果的にはノミネートする人がいなくて1者になる場合があるんじゃないかということも想定されるんですけれども、そういう地域はないんですか、あるんですか、考えられるんですか。

○成富監理課長 今回御説明しました検討した内容としましては、災害については基本的には競争性を高めようということ考えています。地域という考えを少し外して、例えばA1は基本的に全県1区でやっておりますので、そういうことが本当にできるような形で入札ができようと考えている状況でございます。

○城下広作委員 だから、やっぱり災害のときは緊急性、ある意味ではそういう本当に急

がないといけないという部分があるから、そこは幅広くという形を考えるとというのは非常に大事なことかなと思います。

ただ、日ごろ災害がなくて仕事がない場合には、ある程度よく今まで検討して、地域にある程度仕事が取れるようにしておかないと、今度は大きいところが全部ぐっとくるということも、これはまた逆に考えなければいけないでしょうし、地域性総合評価ということも有益なことだと思うし、これの全体のバランスを考えないと、特に公共事業というのはだめなのかなと思いますので、その辺をよく検討していただいて、地域性、企業の数いろいろあることを見ながら、最終的にはこの考え方を、どうしていくかということを業界にも理解していただく、また一般の人も、おかしくないと、合法的な考え方だと理解するような方向でやっていただきたいというふうに思います。

○成富監理課長 今の意見を踏まえて、しっかり検討したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○松岡徹委員 さっき言いかけたわけですが、結局は外部からのあれで大きな問題になったわけですが、公共事業の入札をめぐる過去にいろいろなことがあって、そして官製談合防止法もできて、あれではもう懲戒とか賠償とか罰則もあってね。だから、やっぱりこういう問題を取り扱うセクションの職員は、そういう意味での敏感性が必要じゃないかと思います。

それから、国土交通省が「入札談合の再発防止対策について」という文書を出しているわけですが、それによると、この入札執行段階での個別チェック、工事費内訳書の点検の詳細化とか、あるいは入札結果の事後、統計的分析の実施、一定期間分まとめて実施と。今度の場合は災害でどっと来たとい

うことだけれども、そのどっと来たのは来た時点で、この傾向をどう見るかというようなのをやりなさいというふうに国交省の文書はなっておるわけですね。

それで、いわゆる22社の問題で、これがその22社の一覧だけれども、1社を除くと4社で、例えば藤本建設が4つ、それから熊阿建設が4つ、肥後建設が4つ、森工業が5つ、杉本建設が4つ、こういうふうになっているわけですよ。きれいに4つか5つで分けて入札。今言ったように、集中的にきたにしても、どういう形で、すみ分けられるというやり方はどうなのかなど。そこには本当に——それは聞き取りをすれば、それは「談合はありませんでした」と言うと思うんですよ。私は、やはりこういうのを見たときに、やっぱりしっかり議論をして厳格な対処をすとか、そういうようなことが必要だったんじゃないかなど。私は、これを見てね、こんなふうにきれいに5つの社で21を分けて入札するような形はどうなのかなという感じを持ったんですけれども、どんなですか。

○成富監理課長 しゃくし定規な答えで申しわけありませんけれども、入札の結果と考えています。

○内野幸喜委員長 だから地方自治法上は、入札参加者が1者であっても有効なわけですね。こういうこともあり得ると、当然ですね。

○松岡徹委員 だから、あり得るというだけでいいかと。国交省の文書なんかでは、やっぱり入札談合防止のために、こういう手を打ちましょうというようなことになっているわけだね。だから性悪説に立つわけではないけれども、やっぱり過去にさまざまな問題があるわけ、今回だって談合の疑いはないのかというような指摘もまた出されている

わけだし。

それで、もう1点聞きますけれど、この国交省の文書の中で、公正入札審査委員会のようなものを設置して、外部の有識者なんかも入れて、そういった公正な入札の審査をやるような制度も必要だというふうになっているんですが、こういうのは県の中にはあるのかな。

○成富監理課長 県でも、公正入札監視委員会は設けております。そういう話は、前回開いたときには1者入札があるということで、意見もいただいています。

○松岡徹委員 ここには今回のあれは、審議にはかけてないわけですか。

○成富監理課長 3月末に生じてますんで、まだ公正入札委員会は開催しておりません。

ただ、私のほうから委員の方々には御説明には回っています。

○松岡徹委員 だから、こういうような制度も生かして、やはりどこから見ても疑義の持たれないような公正な入札のあり方をやっぱり追求していくといいますか、ということが必要じゃないかと思います。今後そういう点で、改善するところは改善していただきたいなと思います。

○成富監理課長 今後は改善に向けた検討を十分していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○内野幸喜委員長 ほか、報告事項2について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 ありませんか。

——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○堤泰宏委員 報告事項2は、大体阿蘇のことで非常に私も何かお聞きせないかぬところがあったですけれども、またの機会にお願いします。

それで、きょうは部長の挨拶の中で、「州都をにらんだ熊本都市圏の拠点性向上」の中で、「阿蘇くまもと空港周辺道路の拡幅」、これはもう小さく言いますと、堂園小森線のことかなと想像もしましたけれども、ちょっと私の立場でお尋ねとお願いがあつてですね。

大分空港があります。大分県の竹田市、五ヶ瀬、九重それから高千穂の方たちは、阿蘇くまもと空港を利用する方が非常に多いわけですね。それで竹田五ヶ瀬線を少し改修するならば、県道8号線ですかね、もう既に国道325号それから俵山トンネルもできておりますので、非常に阿蘇くまもと空港に来やすい、そういう要望が今まで幾つも上がっていると思いますので、州都熊本を目指すというこの大きなテーマの中で、ひとつ大分のお客さんを阿蘇くまもと空港にたくさん来ていただくように、道路整備を道路整備課長さんをお願いしたいと思いますので、可能性についてちょっとお答えを。

○手島道路整備課長 まずは、時間的にはかかるかもしれませんが、滝室坂が今ちょっと通りにくい。あすこが、国のほうが一生懸命考えられていて、これは佐藤県議が一番御存じなんですけれども、あそこを全面的に改良しようというこのことを考えられております。それができると、おっしゃる竹田五ヶ瀬線も大事なんですけれども、そういうところできると非常に竹田の方は阿蘇くまもと空港が使いやすくなるかというのが1つございます。

それと、委員からお話がありました竹田五ヶ瀬線についても課題は残っていると我々は

考えておりますので、検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○堤泰宏委員 滝室坂は、これはもう期待せんといかぬですけれども、滝室坂を通らないほうが阿蘇くまもと空港は近いんですね。広域林道もできとるしですね。滝室坂を通たならば空港は遠くなるですね。

以上です。

○手島道路整備課長 一応検討はさせていただきます。

○内野幸喜委員長 ほか、ありませんか。

○中村博生委員 設計単価の件ですが、労務単価が何か国のあれで上がったように聞いておりますけれども、海砂利の問題で生コンが何か、県下全域かはわかりませんが、価格を上げさせてくれというような業者からの何か要請があつておるようでございますけれども、この場合は全然労務単価とは関係ないんですけれども、こういった場合は何年か前もありましたよね、物価スライドしたときもあったし、そういうこともできるんですか。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

生コンクリートの単価につきましては、今おっしゃった八代海産の骨材の枯渇とは関係なく、4月段階で熊本とか鹿本とか菊池とか、かなりのところで単価の改定を4月1日で行っています。

あと、委員も御指摘のとおり、今後また災害復旧事業の本格化とかあるいは補正対策の本格化に伴いまして需給状況は逼迫するということがございますので、生コンクリートの単価についても今後、十分注視をしてまいりまして、今おっしゃいましたような単品スライド制度ということで、工事の途中でも、い

わゆる一定の価格の上昇があった場合、変動があった場合については、設計変更で対応するというふうな制度がございます。あわせて、特に、今までだったら一定期間、半年とかに1回しか調査をやってなかったんですけども、それをもっと密にやりまして、速やかに設計価格に反映できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○中村博生委員 いい答弁をいただきましたけれども、本当に3月に集中して発注されておる分がありますよね。4月から上がったちゅうと、前の設計でありますから、そのようなぴしゃっとした形でよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか、ございませんか。
——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回建設常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長